



# 第2次各務原市環境基本計画(案)

平成 29 年 12 月作成



各務原市





市長あいさつ

# 目次

第1章 計画の基本事項.....	1
(1) 計画策定の背景と趣旨.....	2
(2) 計画の期間.....	2
(3) 計画の位置づけ.....	3
(4) 策定の手法と市民・事業者参画.....	4
第2章 各務原市の現状・課題.....	5
(1) 各務原市の概況.....	6
(2) 本市の環境の現状.....	11
(3) 市民への働きかけや活動の状況.....	18
第3章 市民・事業者の声.....	21
(1) アンケート調査について.....	22
(2) 市民ワークショップについて.....	27
第4章 各務原市における計画の方向性.....	31
(1) 基本理念.....	32
(2) 基本方針と達成指標.....	33
第5章 第2次各務原市環境基本計画.....	35
方針A 環境を考え行動する人づくり.....	36
A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう.....	36
A2 大人が環境について学べる機会をつくろう.....	37
A3 環境に対する意識を高め、行動に移そう.....	38
A4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう.....	40
方針B 資源を大切に暮らすまちづくり.....	41
B1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）.....	41
B2 製品の再使用を促進しよう（リユース）.....	43
B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）.....	44
B4 適切にごみを排出しよう.....	46
方針C 自然と共生するまちづくり.....	47
C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう.....	47
C2 地球温暖化防止を推進しよう.....	49

C3 生活環境と生物多様性を保全しよう .....	50
第6章 計画の推進体制.....	53
(1) 計画の推進体制について .....	54
(2) 計画の進行管理について .....	54
(3) 指標について.....	54





# 第1章 計画の基本事項



## (1) 計画策定の背景と趣旨

○各務原市（以下「本市」という。）では、全市民、全企業、行政が一丸となって環境づくりに取り組んでいくための具体的な施策として、2008（平成 20）年 1 月に「環境行動都市づくり戦略」を策定しました。

○その後、中長期的な展望を持って市の環境政策を総合的、計画的に推進するため、2009（平成 21）年 3 月に「各務原市環境基本計画」を策定しました。また、同時期に「各務原市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、本市の温室効果ガス<sup>\*1</sup> 排出量の削減に向けた目標・取組を定めました。

○国においては、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災に伴う原子力発電所事故の発生等により、エネルギー政策や温暖化対策等を改めて見直す必要性が生じました。自然との関わり方や、安全・安心の確保などの今日的な課題を含めて、2012（平成 24）年 4 月に「第四次環境基本計画」が閣議決定されています。

○本市では、2014（平成 26）年 3 月に「各務原市地球温暖化対策地域推進計画」を見直し、国等の新たな動向を踏まえて「第 2 次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

○さらに、本市の計画推進期間中に、国では「生物多様性<sup>\*2</sup>国家戦略 2012-2020」（平成 24（2012）年 9 月）、「第三次循環型社会形成推進基本計画」（2013（平成 25）年 5 月）、「水循環基本計画」（2015（平成 27）年 7 月）、「気候変動の影響への適応計画」（2015（平成 27）年 11 月）、「地球温暖化対策計画」（2016（平成 28）年 5 月）がそれぞれ閣議決定され、わが国の環境政策も広範囲にわたって進展をみせています。

○本市においては、2017（平成 29）年度に「各務原市環境基本計画」の期間が満了することから、これまでの取組を引き継ぐとともに、上記のような国の動きや新たな課題等に対応するため、「第 2 次各務原市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## (2) 計画の期間

○本計画の期間は、2018 年度から 2027 年度までの 10 年間とします。なお、社会情勢に大きな変化が生じた場合等は、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

### ■計画期間

年度	2008~2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
各務原市 環境基本計画	■										
第 2 次各務原市 環境基本計画(本計画)		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

<sup>\*1</sup> 温室効果ガス  
地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体（二酸化炭素、メタンガス、フロンガス等）の総称。

<sup>\*2</sup> 生物多様性  
様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。

### (3) 計画の位置づけ

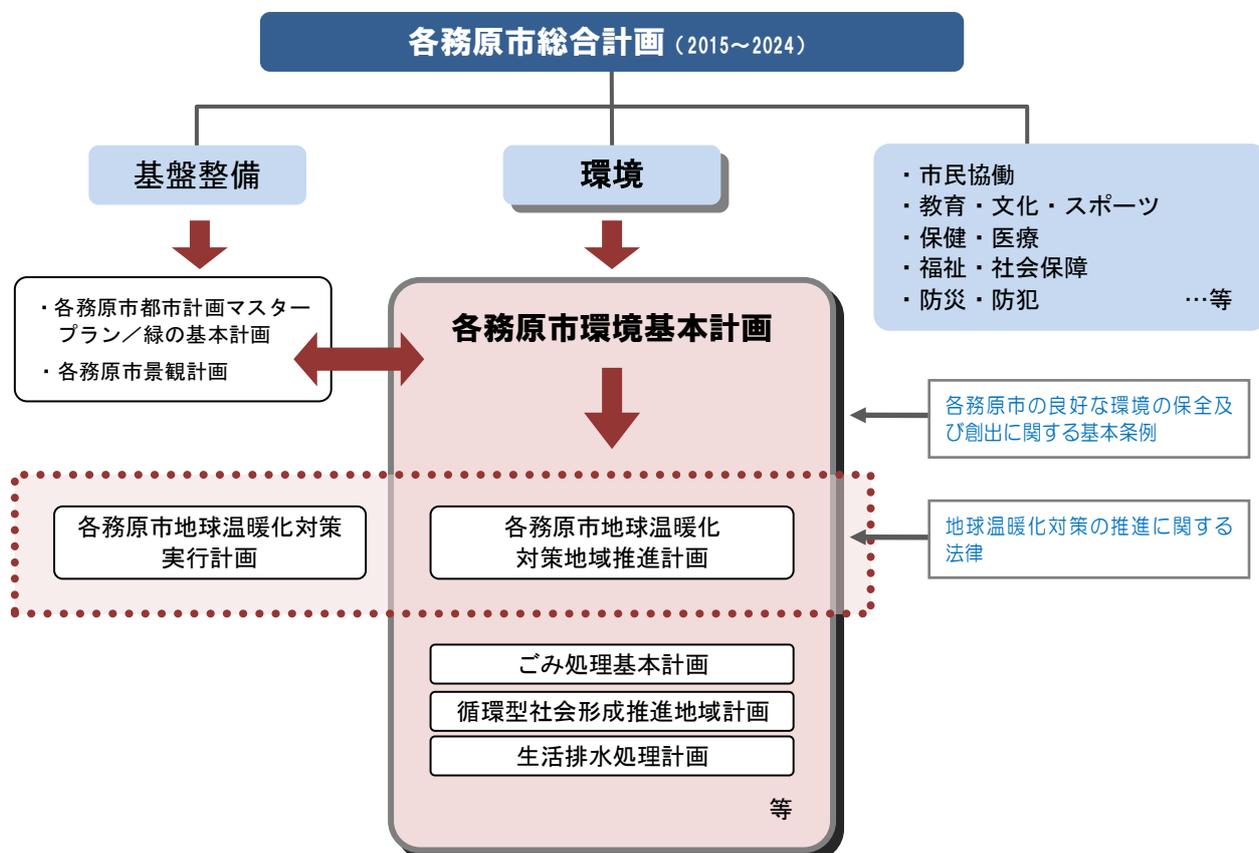
○本計画は、「各務原市の良好な環境の保全及び創出に関する基本条例」第11条に基づき策定する、本市における環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めた計画です。

○本計画は、市の最上位計画である「各務原市総合計画」をはじめ、環境に関する市の各種関連計画とも整合を図りつつ策定します。

#### ■踏まえるべき市の条例や関連計画

条 例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各務原市美しいまちづくり条例（1999（平成11）年7月施行）</li> <li>・各務原市の良好な環境の保全及び創出に関する基本条例（2010（平成22）年4月施行）</li> </ul>
計 画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各務原市総合計画（2015～2024）</li> <li>・各務原市都市計画マスタープラン／緑の基本計画（2016～2025）</li> <li>・各務原市景観計画（2014～）</li> </ul>

…など



## (4) 策定の手法と市民・事業者参画

第1次計画では、市民・事業者・行政が協働で推進していく指針となる計画を目指しました。本計画においても、この考え方を引き継ぎ、以下のような方針で策定します。

- ・市民、事業者、行政の施策推進における役割や取組を明示する。
- ・市民、事業者による「市民ワークショップ<sup>※3</sup>」において、課題を抽出して、市民や事業者が中心となって行うべき取組を明らかにする。

### <主な市民・事業者参画の手法>

#### ①環境市民会議<sup>※4</sup>

学識経験者や市民・事業者で組織し、「第2次各務原市環境基本計画」案、「第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画」案について検討し、提言をいただく。

#### ②市民アンケート調査

各務原市在住の市民から無作為に抽出した2,000人を対象に実施し、市民の環境に関する意識・実態等を把握し、施策立案のための基礎資料とする。

#### ③市民ワークショップ

市民や事業者を対象にワークショップを実施し、環境に関する市民・事業者等の役割を抽出する。

#### ④パブリックコメント<sup>※5</sup>

市民に対し、計画案の公表と説明・意見の募集を行う。行政運営の透明性の向上を図り、市民との協働による施策の推進を図ることを目的として実施する。



※3 ワークショップ

一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が意見交換や共同作業を行いながら進める、参加体験型学習のこと。

※4 環境市民会議

各務原市環境基本計画の策定時に必要な検討・提言等をするために、学識経験者・市民・事業者の委員で構成される会議体のこと。策定後は、計画の推進状況について点検・評価を行う。

※5 パブリックコメント

市が計画等を策定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民から意見や情報を募集する制度。



## 第2章 各務原市の現状・課題



## (1) 各務原市の概況

### ① まちの歴史

本市は岐阜県の南部、濃尾平野の北部に位置しており、市中央部の各務原台地の上に都市が広がっています。大正時代以降、各務原飛行場の整備、鉄道の敷設による交通網の発達、岐阜高等農林学校（現 岐阜大学）の開校などにより発展し、また、飛行場の立地に関連して航空機産業の工場等が進出したことなどにより産業が発展しました。昭和 40 年代には名古屋都市圏のベッドタウンとして大規模団地の造成などが進み、人口が急増しました。

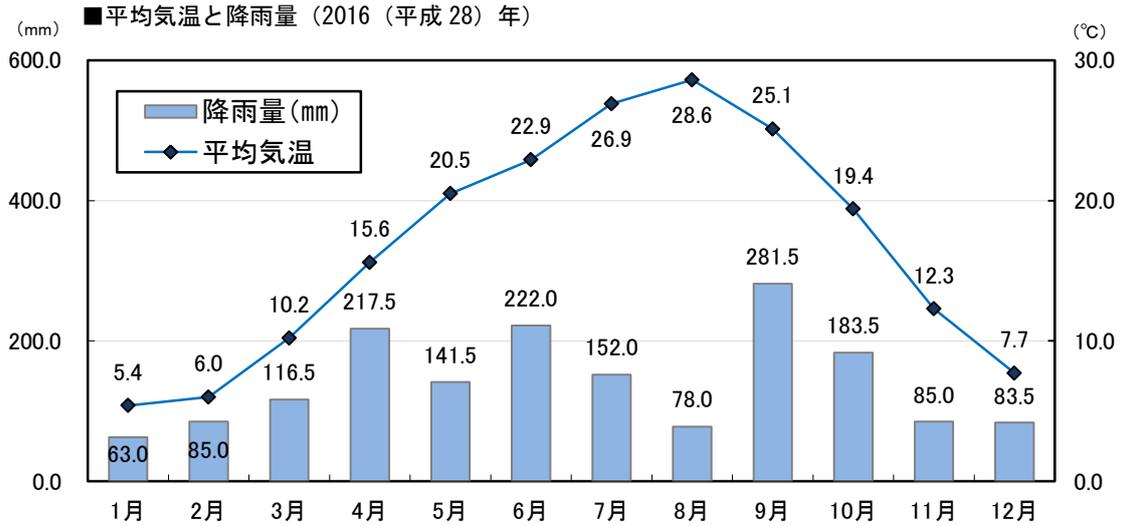


### ② まちの地形

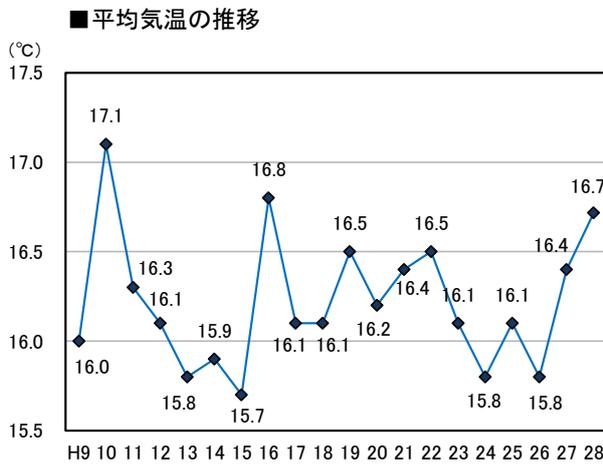
本市は標高 30~60m の各務原台地が市域の大部分を占めており、地質は、各務原台地部は洪積層の黒ぼく土壌、各務原台地周辺部は木曾川、長良川によって堆積された沖積層、北部及び東部丘陵地は秩父古生層の砂岩、チャート層となっています。

### ③ まちの気象

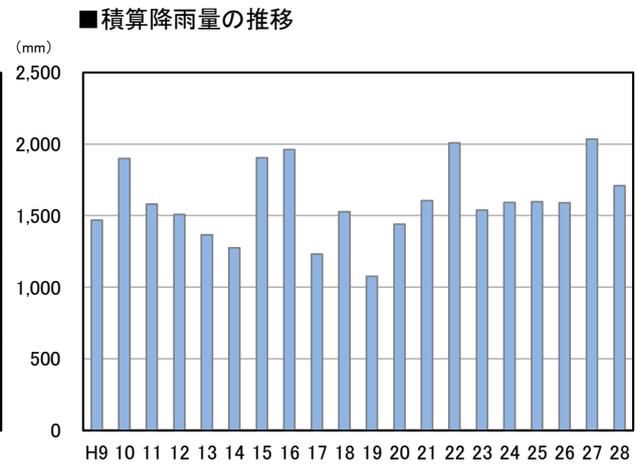
2016（平成 28）年の本市の年平均気温は 16.7℃であり、月平均では8月の 28.6℃が最も高く、1月の 5.4℃が最も低い状況でした。また、年間降雨量は 1,709mmであり、月平均では9月の 281.5mm が最も多く、1月の 63.0mm が最も少ない状況でした。1997（平成 9）年から 2016（平成 28）年までの 20 年間の推移をみると、平均気温、積算降雨量ともに増減を繰り返しつつも、増加傾向にあります。



資料:消防本部



資料:消防本部



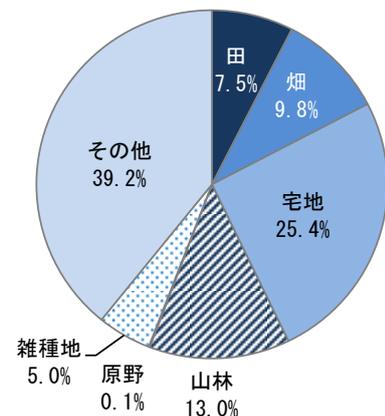
資料:消防本部

#### ④土地利用の状況

本市の総面積は87.81k㎡です。

本市の地目別の土地面積の割合をみると、「田」「畑」などの農用地が17.3%、「宅地」が25.4%、「山林」が13.0%となっています。総面積に占める「宅地」の割合が高いことから、都市型のまちであることがわかります。

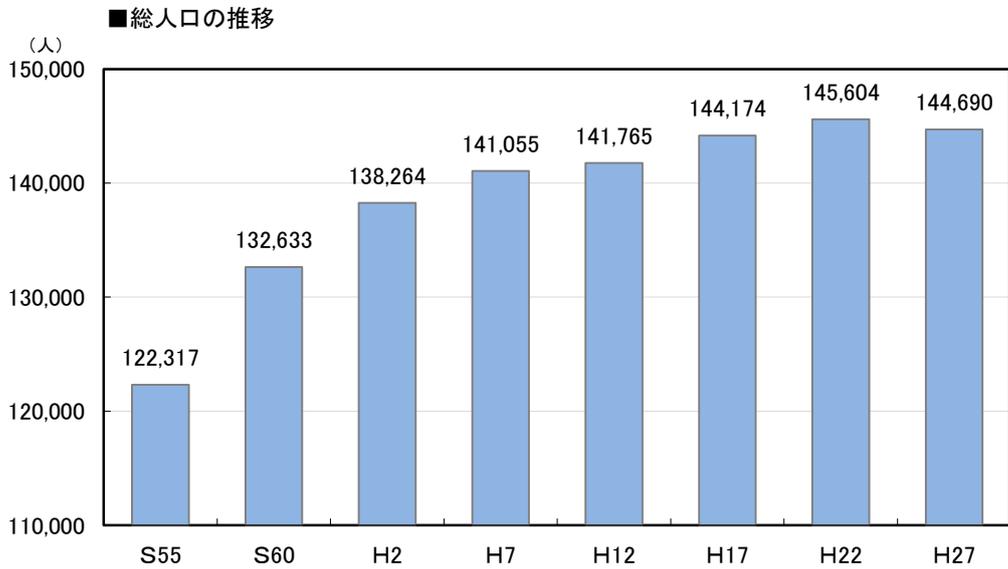
■地目別土地面積（2016（平成28）年）



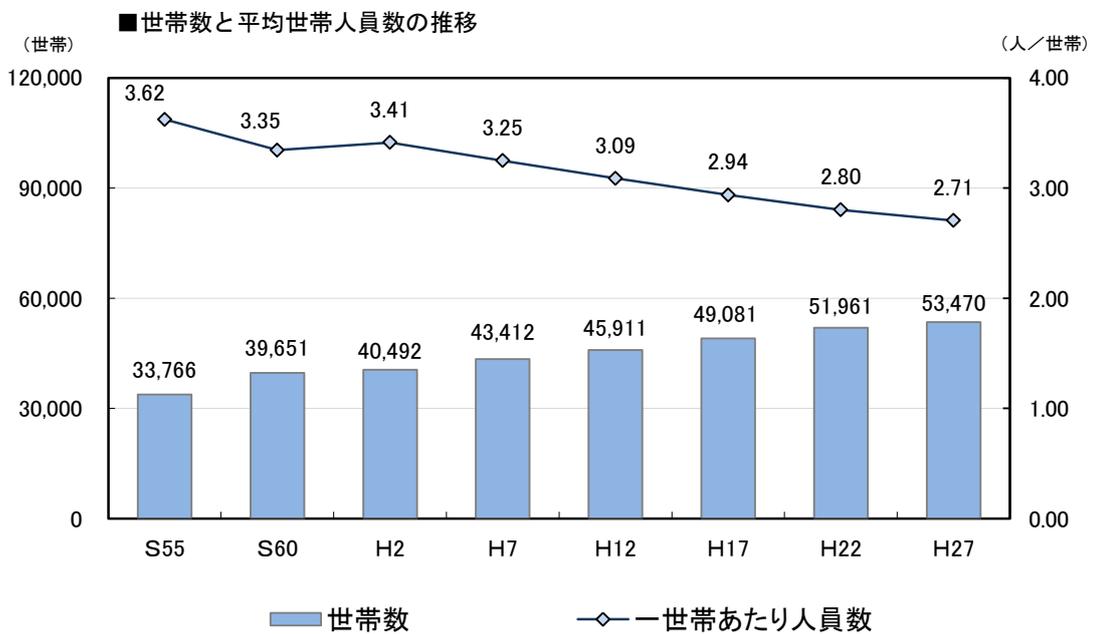
資料：資産税課（固定資産概要調書）

## ⑤人口の状況

本市の総人口は2010（平成22）年まで増加を続けていましたが、2015（平成27）年の国勢調査では減少に転じています。一方、世帯数は2015（平成27）年まで継続して増加を続けていますが、平均世帯人員数は減少しており、世帯規模が縮小していることがうかがえます。



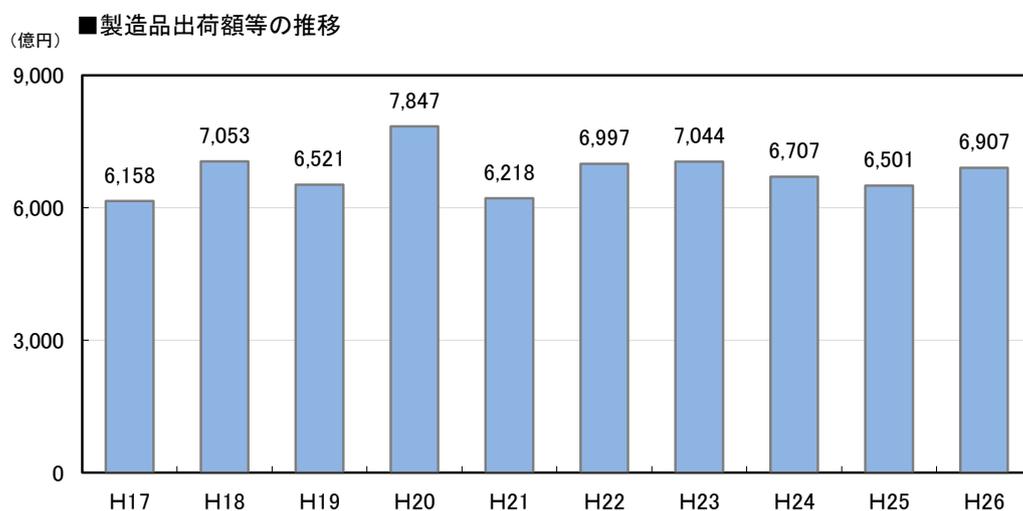
資料：国勢調査



資料：国勢調査

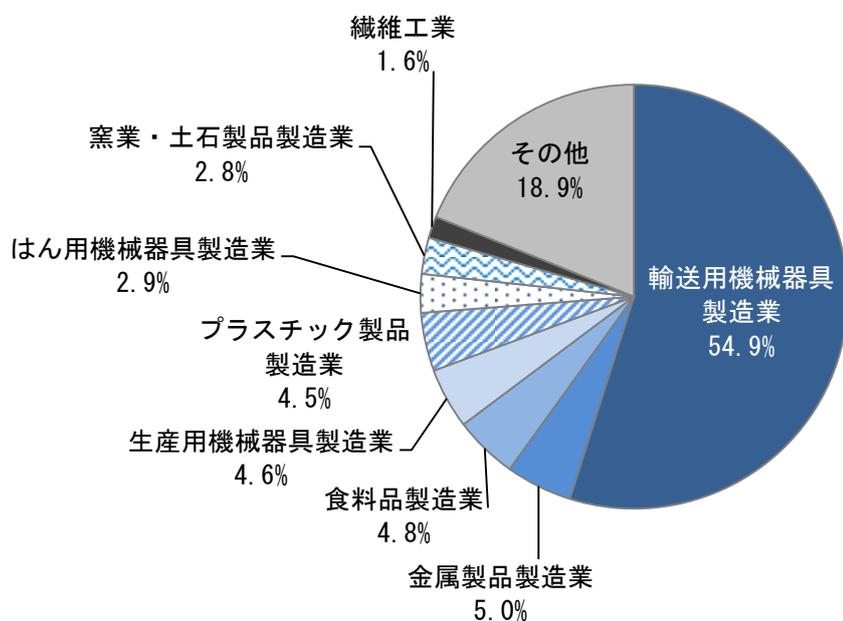
## ⑥産業の状況

本市の製造品出荷額等は近年 6,000 億円台で推移しており、岐阜県内でもトップクラスとなっています。製造品出荷額等の割合を産業分類別でみると、「輸送用機械器具製造業」が約5割を占め、航空機や自動車関連産業を主力とする本市の特性があらわれています。



資料：工業統計、H23のみ経済センサス活動調査

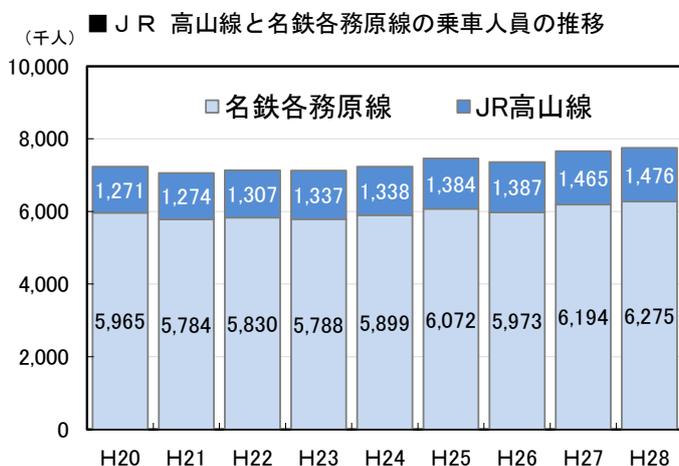
■ 製造品出荷額等の産業分類別割合 (2014 (平成 26) 年)



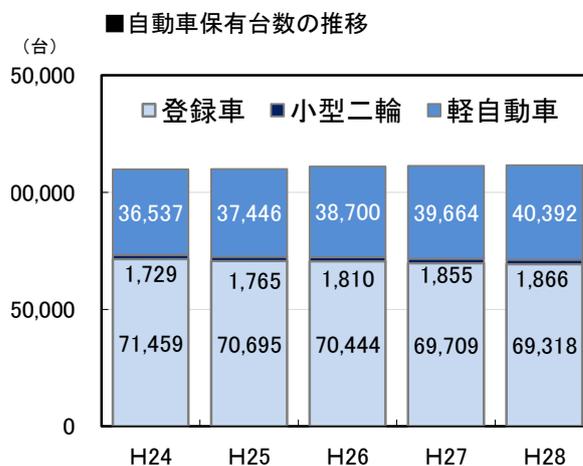
資料：工業統計

## ⑦交通の状況

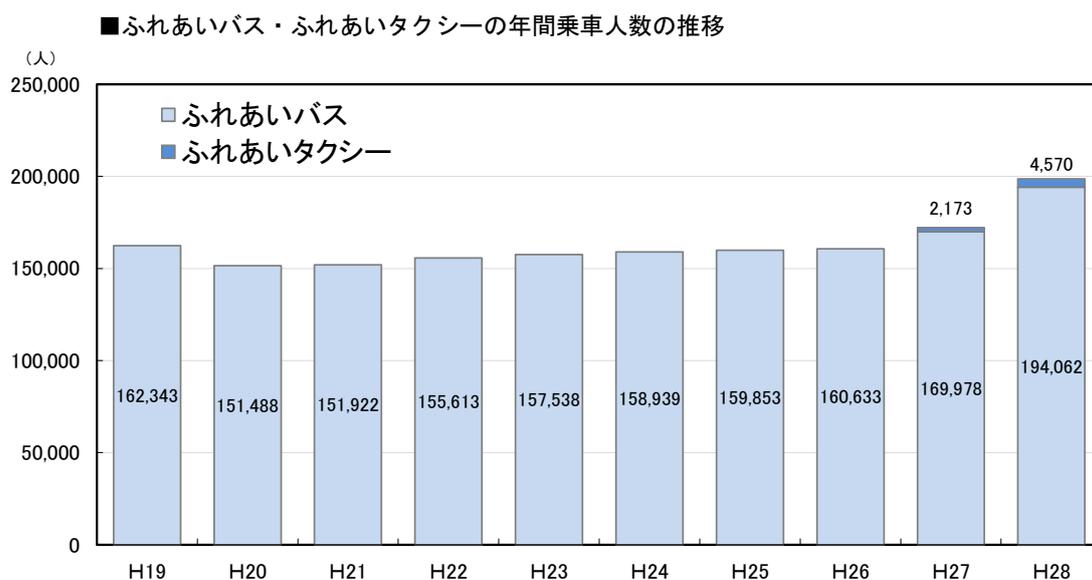
鉄道利用者、ふれあいバス・ふれあいタクシー利用者は、近年微増傾向にあります。自動車保有台数は微増傾向にあり、なかでも「軽自動車」の増加率がやや高くなっています。



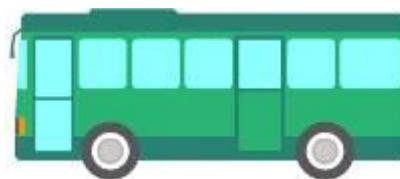
資料：各務原市の統計



資料：各務原市の統計



ふれあいタクシーは2015（平成27）年10月1日より運行  
資料：商工振興課

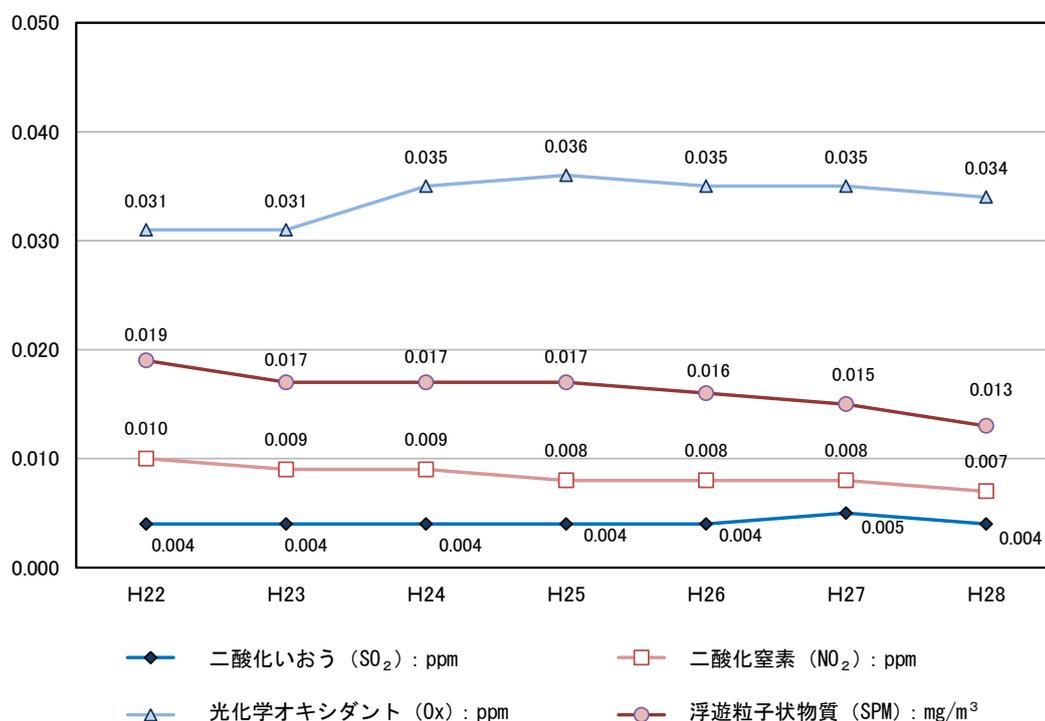


## (2) 本市の環境の現状

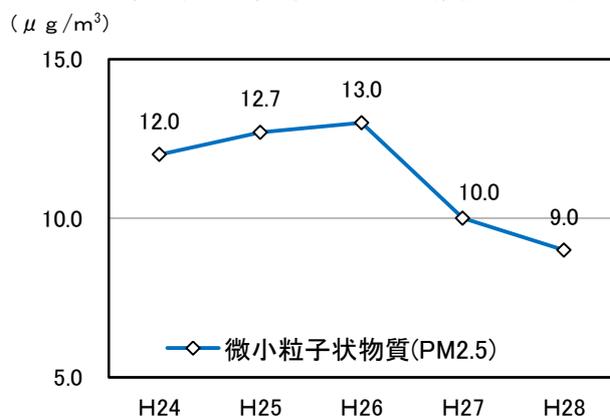
### ①大気環境

大気汚染 5 物質（二酸化いおう（SO<sub>2</sub>）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、光化学オキシダント（O<sub>x</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM2.5））の測定結果は、次のとおりです。

大気汚染 5 物質のうち、眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼす光化学スモッグの原因となる光化学オキシダントは、全国でもほとんど環境基準値を達成できていない状況であり、本市でも達成していません。



■微小粒子状物質（PM2.5）の推移（年平均）

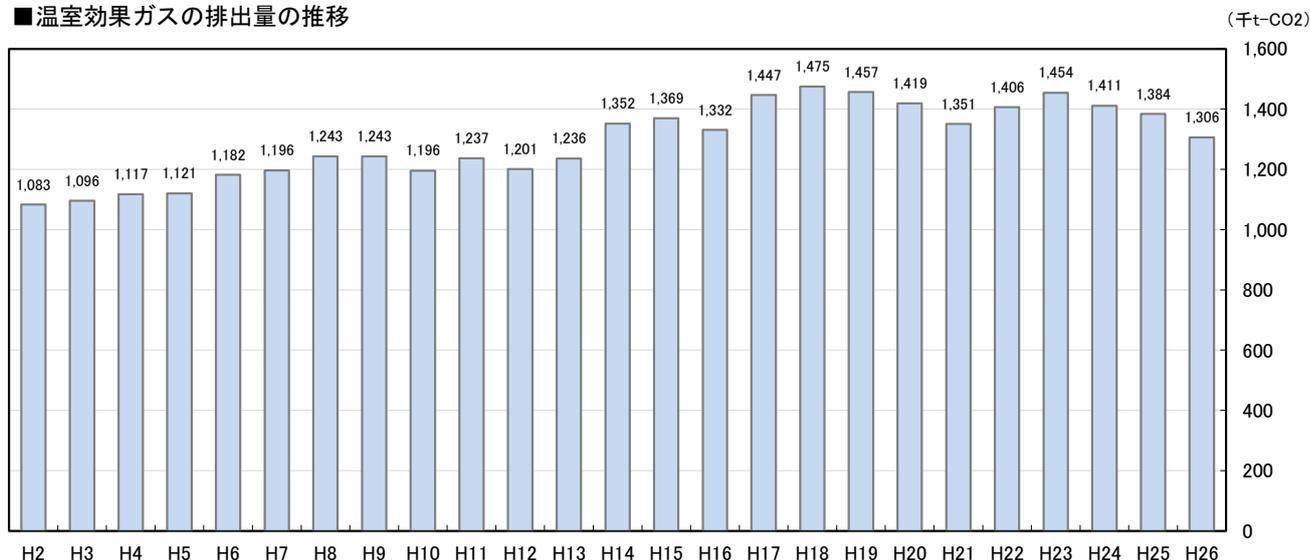


資料：環境政策課

## ②温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガスの排出量は、2014（平成26）年で約1,306千t-CO<sub>2</sub>（二酸化炭素換算）となっています。近年は、2011（平成23）年をピークにして微減傾向にありますが、1990（平成2）年からの比較では約1.2倍となっており、長期的には増加しています。

■温室効果ガスの排出量の推移



## ③騒音

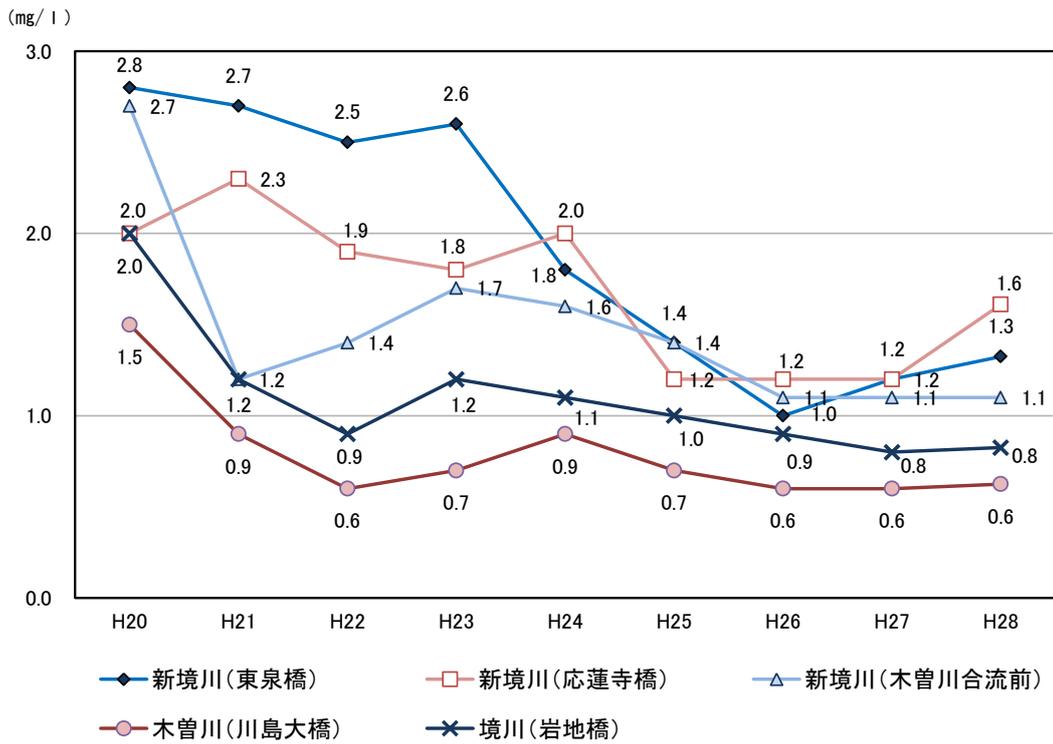
騒音に係る環境基準及び航空機騒音に係る環境基準の地域類型指定に伴い、その達成維持状況を把握し、騒音から生活環境を保全するのに必要な施策を講ずるため環境騒音定点観測調査を実施しています。

道路からの騒音は、道路に面していない観測地点では等価騒音レベルが環境基準値を達成していますが、道路に面する地域では70デシベル近くあり、一部で基準値を超えている測定地点もみられます（2016（平成28）年度）。また、本市の騒音の発生源としては、航空自衛隊岐阜基地があり、航空機による騒音が生活環境に影響を与えています。

## ④水質環境

市内の水質環境の状況は、環境基準の設定されている項目のうち、「人の健康の保護に関する項目」であるカドミウム、鉛、六価クロムなどは市内の全河川で不検出でした。また、「生活環境の保全に関する項目」であるpH（水素イオン濃度）、DO（溶存酸素量）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質量）などについては、概ね環境基準を達成している状況にあります。

■主要河川におけるBODの推移（年平均）



資料：環境政策課



### ⑤地下水汚染

本市は、上水道の水源を地下水に依存しています。

本市においては、昭和 50 年代に市内東部の畑作地帯で高濃度の硝酸性窒素を含む地下水が見つかりました。昭和 60 年代に水質のモニタリングと飲用井戸の水質調査を徹底して行い、井戸の上水道への切り替えなどを進めてきました。

汚染原因は、昭和 40 年から本格化した多肥を必要とするニンジン栽培が原因と考えられ、農業関係者の協力で減肥対策を進めることや、浄化技術の導入実験を進めるなど対策を施してきました。

## ⑥外来生物

市内の里山再生に向けた動きや、市街地の緑化などの取組が進む一方で、アライグマ、ヌートリア、オオクチバス、アルゼンチンアリやオオキンケイギクなど、特定外来生物<sup>※6</sup>が目立ってきています。

### ■各務原市に生息する特定外来生物

特定外来生物	被害
アライグマ	畑の野菜や果物などがすべて食べられてしまう。
ヌートリア	夜になると田畑に侵入し、稲、麦、野菜、果物を食い荒らす。
オオクチバス	在来種の食害による生態系への影響がある。
アルゼンチンアリ	台所などに置いてある食べ物にたかるため、人に対して不快感・恐怖感を与える。就寝中に体中をはいずり回ったり、かんだりするため、十分に眠れない。在来種を駆逐するため、生態系への影響がある。
セアカゴケグモ	攻撃性はないが、触るとかまれることがあり、メスにかまれると痛みや腫れ、痒みなどの諸症状が現れることがある。ほとんどが軽症だが、重症化することがある。
オオキンケイギク	強靱な性質のため全国的に野生化し、河川敷や道路にしばしば大群落をつくっており、在来生態系への影響が危惧されている。岐阜県木曽川でオオキンケイギク等の外来植物を選択的に除去したところ、河原に固有の在来種が回復した。

出展：各務原市、環境省ホームページ



オオキンケイギク



ヌートリア

<sup>※6</sup> 特定外来生物

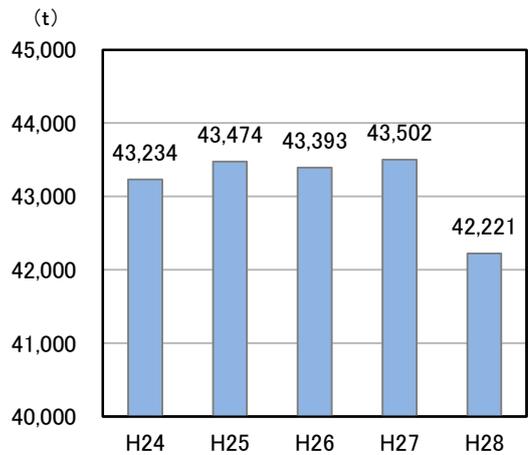
生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物のこと。

## ⑦ごみ処理量

本市のごみ処理施設である北清掃センターは、大きく分けてごみ焼却施設とリサイクル施設の2つからなります。ごみ焼却施設は高温ガス化直接熔融炉（シャフト炉式）となっており、ごみを溶かしてそこから資源とエネルギーを回収する資源循環型の施設です。この施設では、熔融したごみをスラグ化して再利用、工場内排水も構内で再利用するクローズドシステム、余熱利用として発電、構内の冷暖房、老人福祉施設への温水供給を行っています。

本市の2016（平成28）年度のごみ処理量は42,221トンで、近年のごみ処理量は増減を繰り返しています。

■ごみ処理量の推移



資源ごみの処理量も含む  
資料：環境報告書

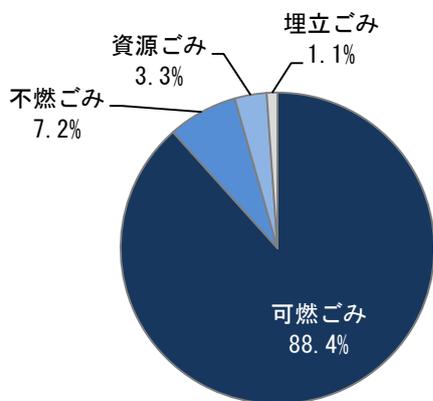
## ⑧リサイクル

本市では、月に1回、分別して出すごみの日に、資源としてビン類、カン類、ペットボトル、紙パック、有害類、カン以外の金物類の分別収集を行っています。

また、地域の学校等が主催する資源集団回収や古紙回収ボックスによる古紙類の回収、緑ごみのバイオマス<sup>\*7</sup>燃料としての再利用、小型家電の回収・リサイクルを行っています。さらに、北清掃センターで熔融処理したごみから作られるメタル・スラグや飛灰の一部についても資源として有効活用しています。

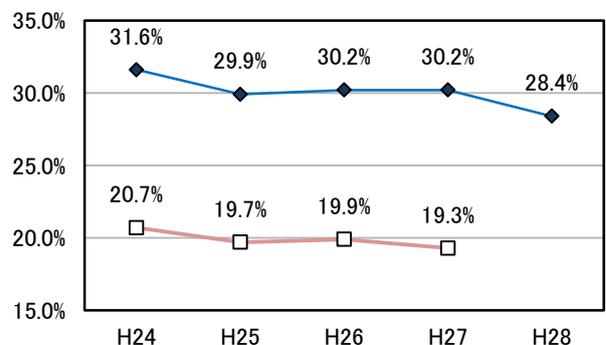
リサイクル率（総排出量に対する総資源化量の割合）は30%前後で推移していますが、岐阜県のリサイクル率（2015（平成27）年度で19.3%）と比較すると非常に高い割合となっています。

■搬入したごみの内訳（2016（平成28）年度搬入分）



資料：環境報告書

■リサイクル率の推移



資料：環境報告書

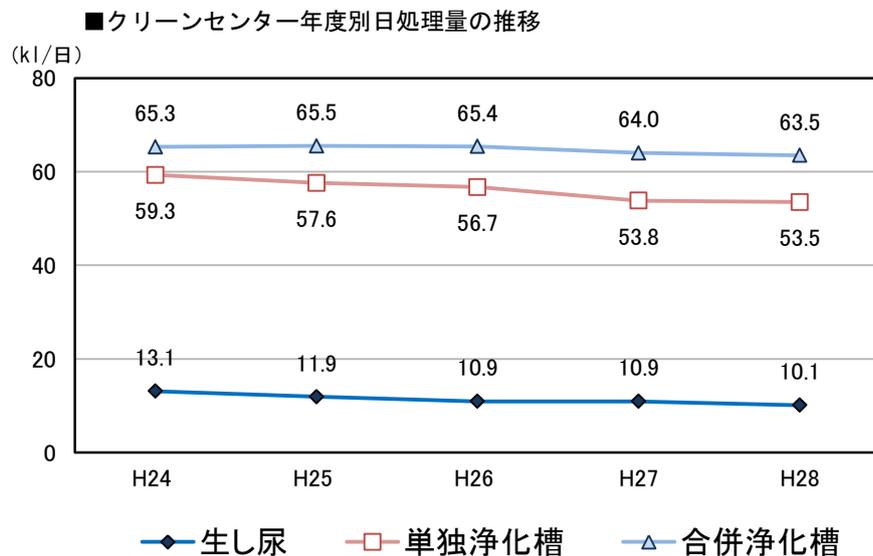
<sup>\*7</sup> バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。

## ⑨し尿処理量

し尿処理については、生し尿と浄化槽汚泥を対象としています。各務原地区についてはクリーンセンター、川島地区については岐阜羽島衛生施設組合で処理していましたが、2011（平成23）年4月より川島地区処理分についても、クリーンセンターで処理することとなりました。

処理量については、下水道の整備に伴い減少傾向にあります。また、し尿くみ取りの減少、合併浄化槽<sup>※8</sup>の増加に伴い、搬入される処理対象物の性状が大きく変化しています。その変化に対応し、また地域住民にも受け入れられる安全な施設として稼働できるように努めています。



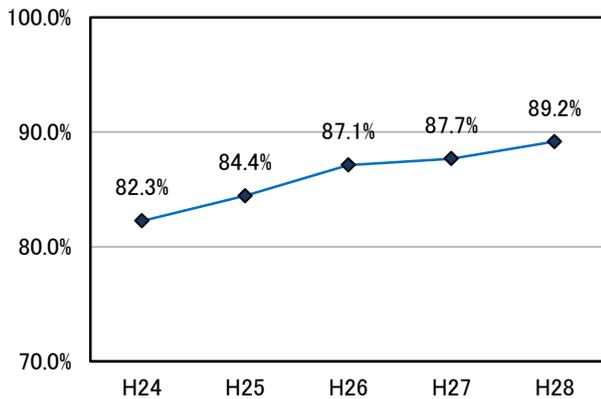
※8 合併浄化槽

生活排水のうち、し尿と雑排水を併せて処理することができる浄化槽のこと。

## ⑩生活排水処理

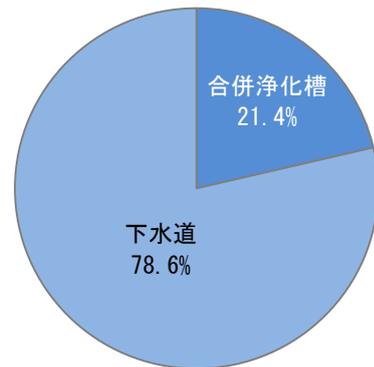
生活排水による水質汚濁を防止するため、下水道や合併浄化槽の普及を促進しています。下水道や合併浄化槽等により、汚水が処理されている人口の割合である汚水衛生処理率※<sup>9</sup>は、毎年度増加しています。

■汚水衛生処理率



資料：環境政策課

■汚水衛生処理内訳（2016（平成28）年度末）

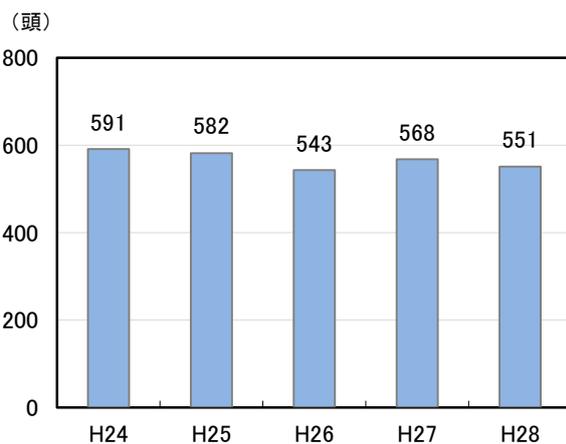


資料：環境政策課

## ⑪犬の登録・狂犬病予防接種

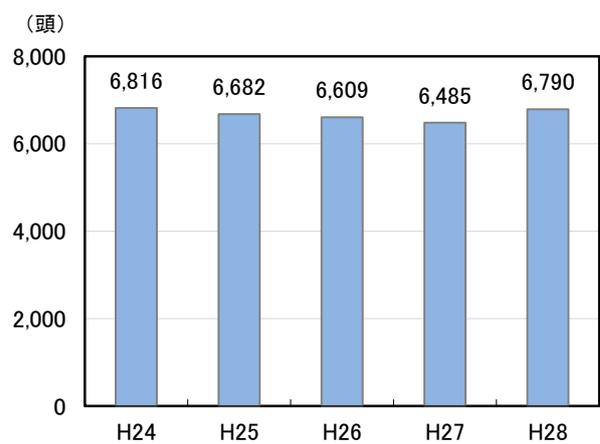
狂犬病予防法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所、獣医師会と連携し、集合注射等をとおして狂犬病予防注射の接種率向上に努めています。

■犬の新規登録数の推移



資料：環境政策課

■狂犬病予防注射頭数の推移



資料：環境政策課

※<sup>9</sup> 汚水衛生処理率

下水道や合併浄化槽等により、汚水が処理されている人口の割合。

### (3) 市民への働きかけや活動の状況

本市においては、全小中学校で環境教育や食育を推進するとともに、親子環境教室をはじめとした各種環境教室や講座を実施することで市民の環境意識の啓発に努めています。

環境にかかわる市民活動として、環境美化活動の日、市民清掃の日、違反簡易屋外広告物の除去、道路や公園などの緑化及び清掃、植樹活動などを行っています。

#### ■主な環境教育・環境学習の取組

取組名	内容
親子環境教室	親子でソーラーカーづくりなどの各種制作体験や講演会に参加することにより、地球温暖化などの環境問題を楽しく学ぶ教室を開催
こども環境教室	水辺の環境や生物、地球温暖化などをテーマに教室を開催することにより、次世代を担う子どもたちが環境問題に関心を持つきっかけとする
こども環境チャレンジ宣言	市内小学生を対象に環境保全のために取り組むスローガン、環境にまつわる川柳、家庭での環境活動の取組について募集
こども環境賞	教育委員会が実施する「科学作品展」のうち、環境をテーマとした優秀な作品を表彰
学校の食育の推進	学校給食に市特産のニンジンを使用するなど、児童生徒の食育に努める
牛乳パックリサイクル活動	小中学校及び養護学校で、学校給食牛乳パックのリサイクルを児童生徒が自ら行うことで、資源の大切さなど環境に対する意識を啓発
自然観察ウォーク	毎月第1日曜日、各務野自然遺産の森で自然観察ウォークを開講
生涯学習まちづくり出前講座	市内在住・在勤・在学の団体・グループに対して、講座のメニューを設け、市職員などが出向いて講座を開催
環境美化活動の日	市内で環境美化活動や環境保全活動を推進している団体が、一斉に活動を行う

#### ■親子環境教室



■こども環境教室



■環境美化活動の日







## 第3章 市民・事業者の声



## (1) アンケート調査について

### ①調査概要

本計画の策定にあたり、市民の環境に関する意見や要望、生活の実態等について把握し、計画づくりに活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

#### ■調査に関する事項

区 分	内 容
調査対象者	市内在住の18歳以上市民から2,000人を無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収
調査基準日	2016(平成28)年8月1日
調査期間	2016(平成28)年8月16日～8月29日
回収状況	回収数920 回収率46.0%

### ②回答者の属性

※グラフ中の「N」とは、Number of Casesの略で、各設問に該当する回答者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表します。

※グラフ中の数値は一部割愛しています。

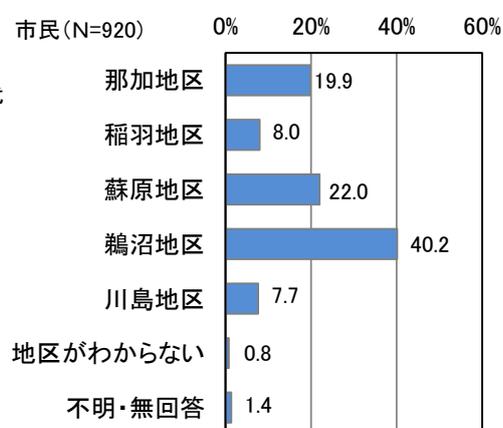
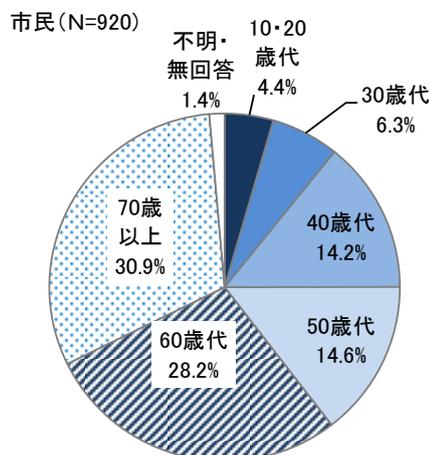
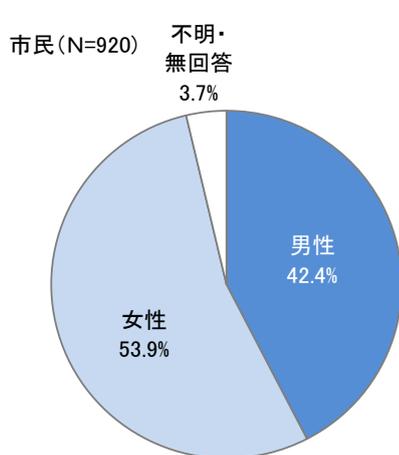
○市民アンケートの回答者の性別は男性よりも女性が多く、年齢は60歳代、70歳以上の割合が高くなっています。今回の調査では、実際の各務原市の年齢別人口の分布に比べて10・20歳代、30歳代の割合が低くなっているため、全体の読み取りについてはこのことを考慮する必要があります。

○居住している地区では、「鶴沼地区」が40.2%と最も高く、次いで「蘇原地区」が22.0%、「那加地区」で19.9%となっています。

#### ■回答者の性別(単数回答)

#### ■回答者の年齢(単数回答)

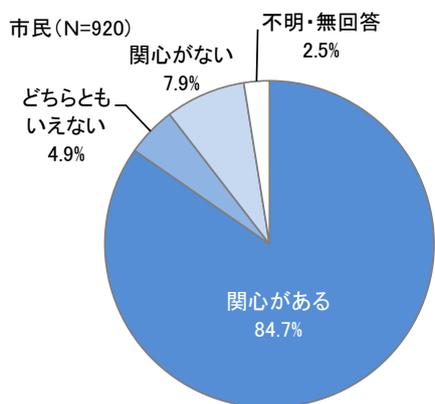
#### ■回答者の居住地区(単数回答)



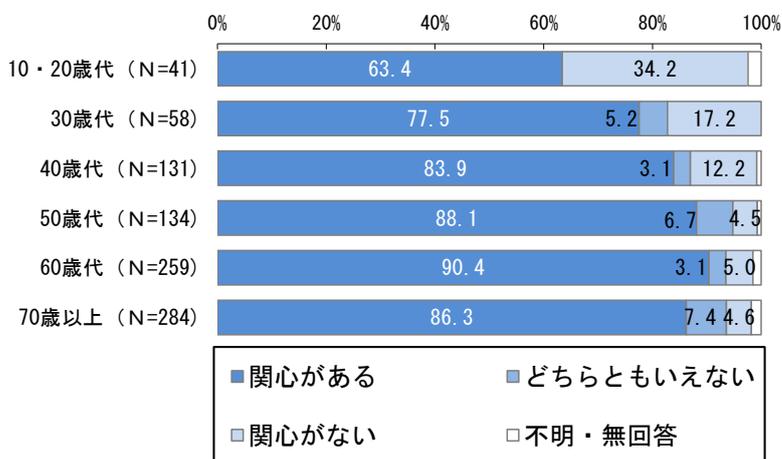
### ③市民の環境への意識

「関心がある」割合は 84.7%、「関心がない」割合は 7.9%となっており、環境問題に対する市民の興味・関心は比較的高いことがうかがえます。しかし、年齢別では、10・20 歳代の若い世代では他の年齢層に比べて「関心がある」割合が低く、さらなる意識啓発が必要だと言えます。

■環境問題への関心（単数回答）



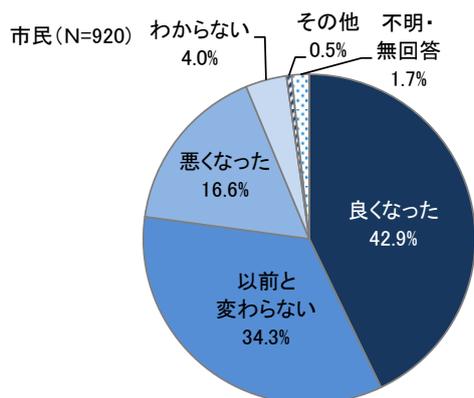
年齢別クロス集計



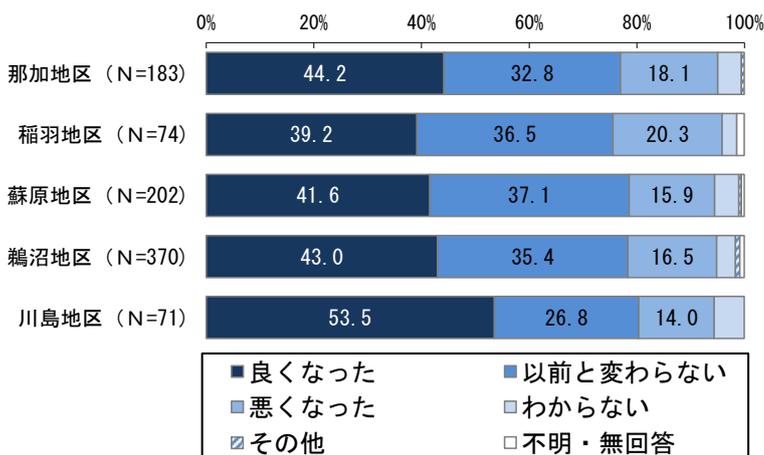
※上記グラフ中の『関心がある』は「大変関心がある」と「少し関心がある」を合わせたもの。『関心がない』は「あまり関心がない」と「まったく関心がない」を合わせたもの。

各務原市の環境を全般的に見て、「良くなった」と感じる割合は 42.9%で、「悪くなった」と感じる割合の 16.6%を大きく上回っています。地区別では、川島地区で「良くなった」と感じる割合が 5割を超え、他の地区に比べて高くなっています。

■周囲の環境は以前と比べてどうか（単数回答）



地区別クロス集計



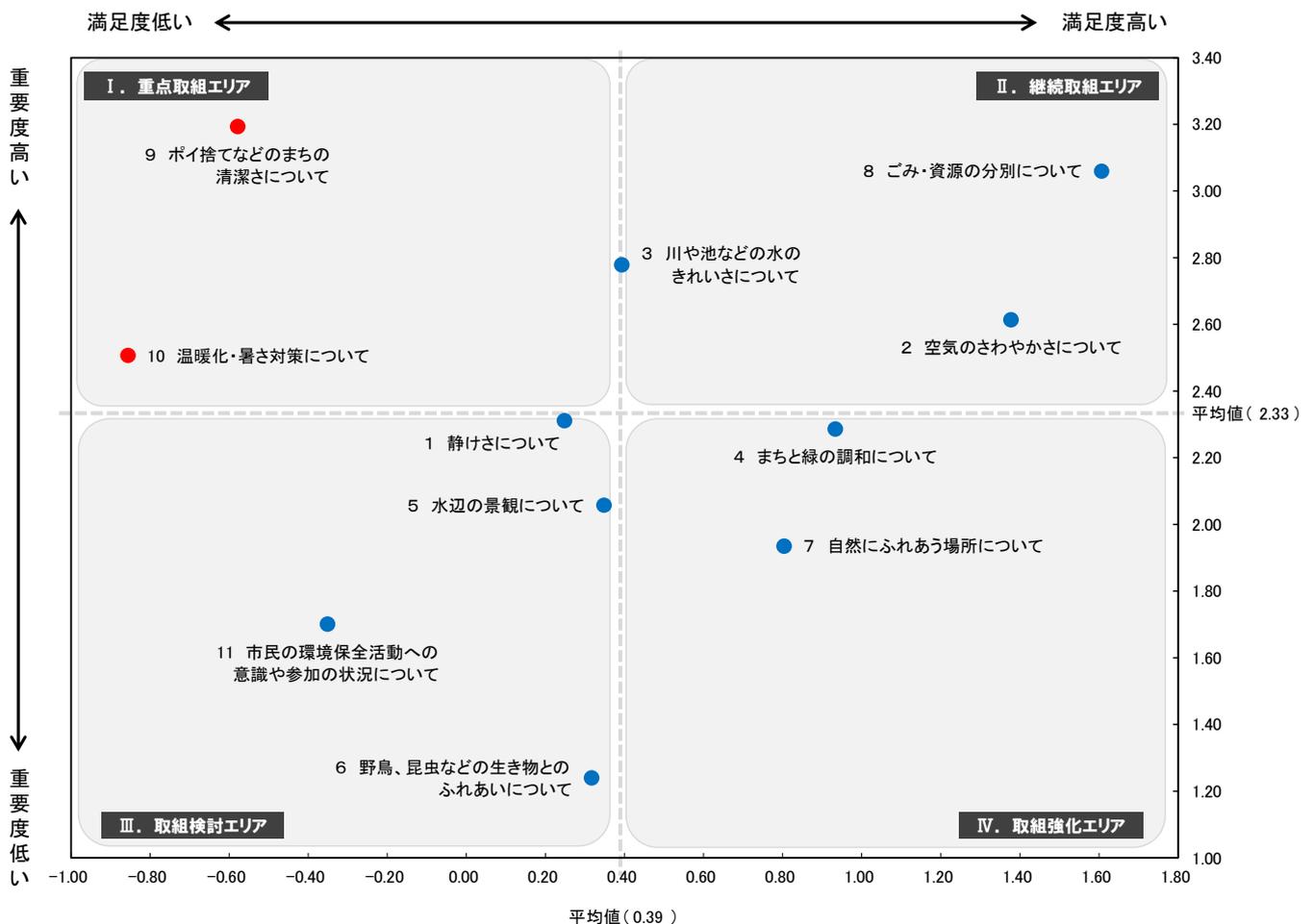
※上記グラフ中の『良くなった』は「良くなった」と「どちらかといえば良くなった」を合わせたもの。『悪くなった』は「どちらかといえば悪くなった」と「悪くなった」を合わせたもの。

#### ④満足度・重要度について

環境に関する 11 の分野について、満足度・重要度を5段階でたずね、その結果を点数化して、以下の4つに分類しました。重要度が高いにも関わらず満足度が低い「タイプⅠ」に分類されたものは『9 ポイ捨てなどのまちの清潔さ』『10 温暖化・暑さ対策』の2項目です。また、「タイプⅡ」に分類された、現在の取組の評価が高く継続すべきと考えられるものは『8 ごみ・資源の分別』『2 空気のさわやかさについて』となっています。

##### ■重要度と満足度の関係

<p>&lt;タイプⅠ&gt;重要度は高いが、満足度は低い ⇒特に取り組むべき施策の分野</p>	<p>&lt;タイプⅡ&gt;重要度が高く、満足度も高い ⇒継続して取り組むべき施策の分野</p>
<p>&lt;タイプⅢ&gt;重要度が低く 満足度も低い ⇒状況によっては見直しを行う必要のある施策の分野</p>	<p>&lt;タイプⅣ&gt;重要度は低く、満足度が高い ⇒現状どおりで進め、施策の重要度を高めるための取組を進める施策の分野</p>



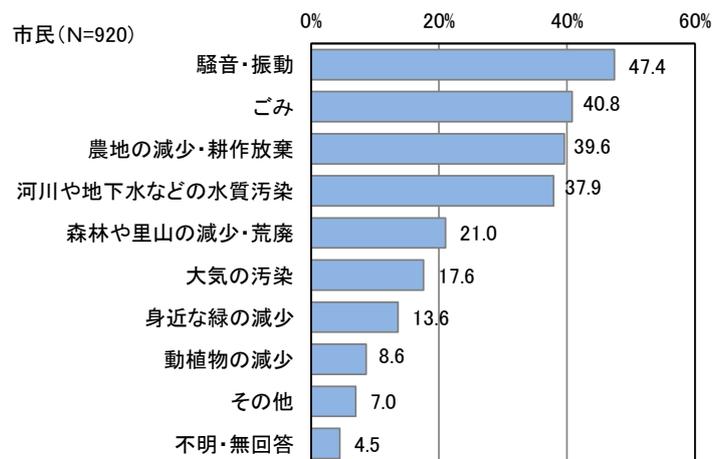
※回答結果を、重要度については「非常に重要」を5点、「重要」を3点、「どちらともいえない」を0点、「さほど重要でない」を-3点、「重要でない」を-5点、満足度については「満足している」を5点、「どちらかという満足している」を3点、「ふつう」を0点、「どちらかという不満」を-3点、「とても不満」を-5点としてそれぞれ点数化し、その数値に回答者数を乗じて施策ごとの平均点を算出しています。

## ⑤関心のある環境問題について

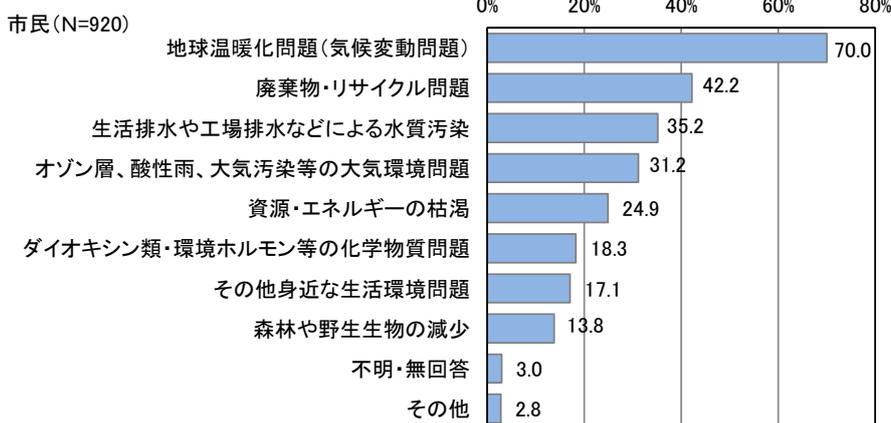
各務原市の環境で気になる問題をたずねたところ、「騒音・振動」が47.4%と最も高く、次いで「ごみ」が40.8%、「農地の減少・耕作放棄」が39.6%、「河川や地下水などの水質汚染」が37.9%と続いています。本市には航空自衛隊岐阜基地があり、航空機による騒音発生が結果に影響していると考えられます。

また、環境問題全般について関心のある分野をたずねたところ、「地球温暖化問題」が70.0%と、突出して高くなりました。

■各務原市の環境で気になる問題（複数回答）



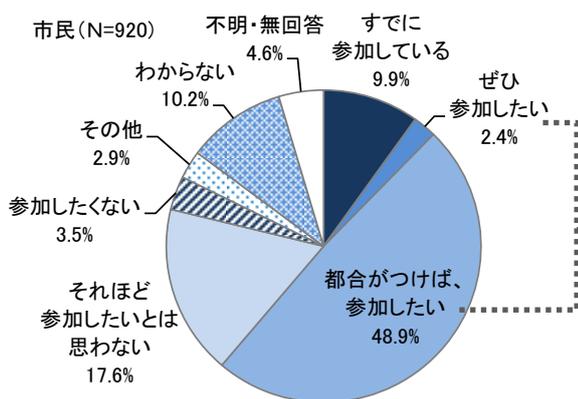
■関心のある環境問題（複数回答）



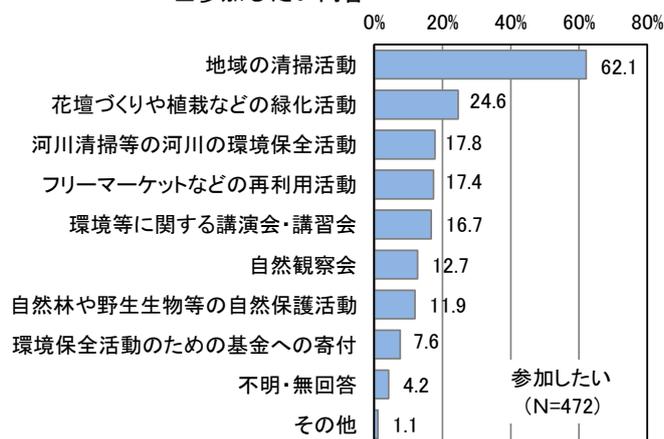
## ⑥活動への参加状況

環境保全活動に関連した市民活動への参加についての考えでは、「ぜひ参加したい」「都合がつけば、参加したい」とする参加意向のある割合が51.3%となっています。その内容は「地域の清掃活動」が高くなっています。

■環境保全活動に関連した市民活動への参加



■参加したい内容

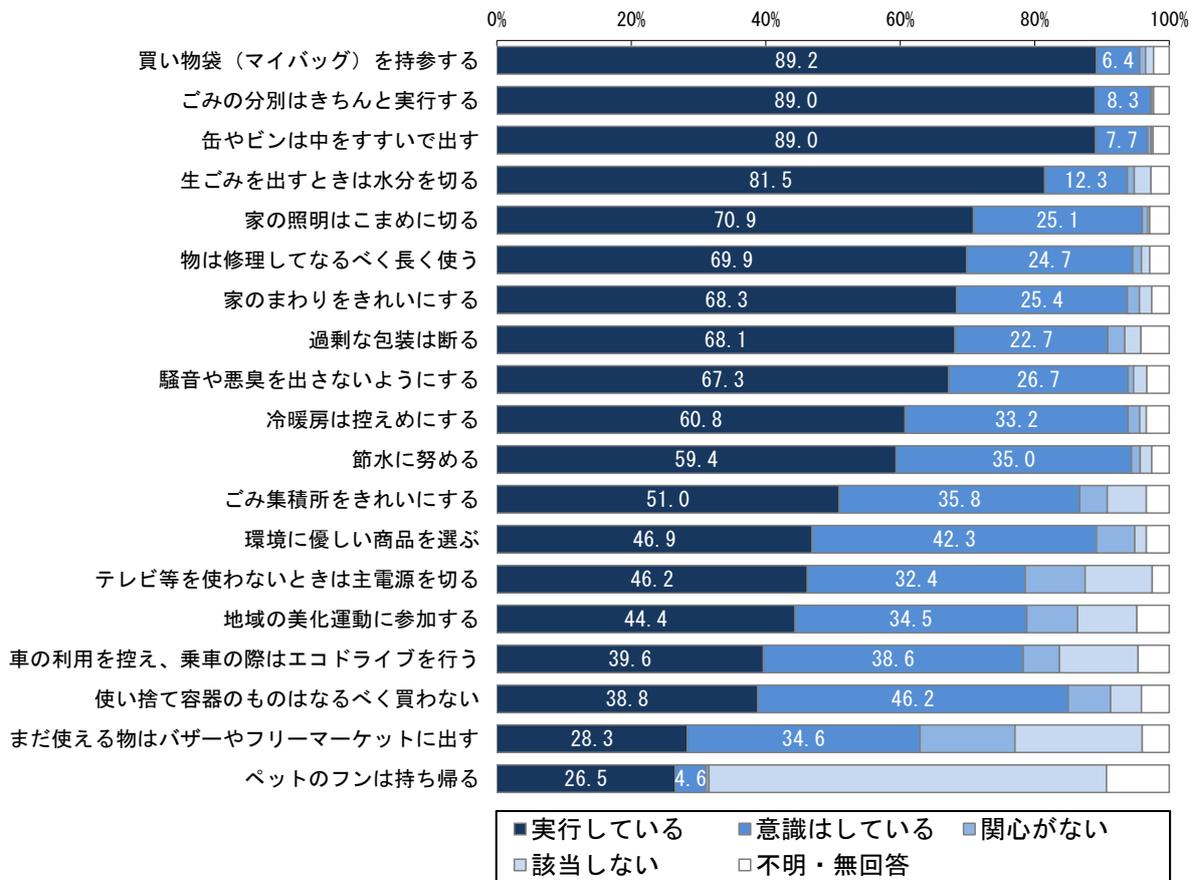


## ⑦環境行動について

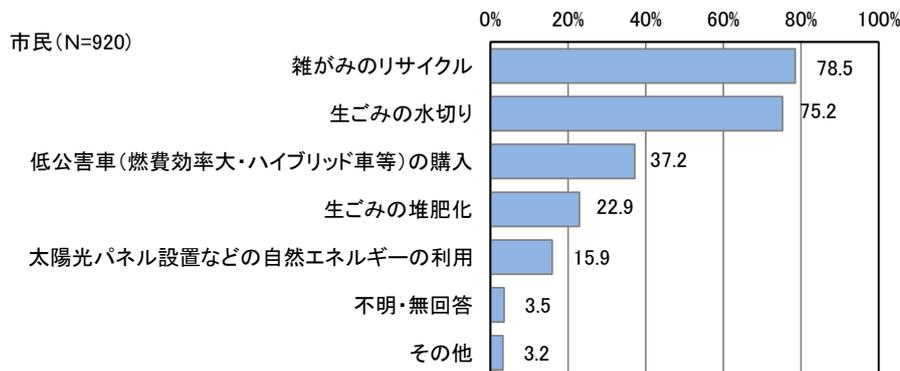
環境に関する 19 の行動について、実行していることをたずねました。「いつも実行」「たまに実行」をあわせた『実行している』割合が高いものは、マイバッグの持参やごみの分別、缶やビンをすすいでごみに出すことなどとなっています。その他の項目でも「意識はしている」割合が高くなっています。「意識」から「行動」へと移していくための取組が求められます。

今後、環境のために取り組めることでは、「雑がみのリサイクル」が78.5%と最も高く、次いで「生ごみの水切り」が75.2%となっており、日常的なごみの排出に関することで取り組む意欲が高い人が多くなっています。

### ■実行している環境行動（それぞれ単数回答）



### ■あなたが環境のために取り組んでいけること（複数回答）



## (2) 市民ワークショップについて

### ①実施概要

計画に市民や事業者の生の声を反映させることを目的に、ワークショップを開催しました。

区分	内容
開催日時	2016（平成28）年11月10日（木） 19時～ 2016（平成28）年12月8日（木） 19時～
会場	各務原市産業文化センター 2階第3会議室
対象者	市民団体、市内事業者からの推薦
参加者数	第1回：17人 第2回：16人
テーマ	①環境の各分野における現状・課題 ②出された課題に対し、できること（市民（地域）・企業など）の提案 分野に分けて意見交換（分野は「A 自然と共生するまちづくりに関すること」「B 資源を大切に暮らすまちづくりに関すること」「C 環境を考え、行動する人づくりに関すること」の3つ）



## ②意見内容

○…市民・家庭生活に関すること      ◎…事業所に関すること

### A 自然と共生するまちづくり

区分		意見内容
生物多様性の 保全	現状・課題	<p>○外来種などの影響で、地域固有の生き物が減っている。また、これまで見られなかった動植物が見られるようになっている。</p> <p>○近くの川に昆虫（ホタルなど）、生き物（ドジョウ、カエルなど）が少なくなっている。カラスが増えている。</p> <p>○◎生物多様性に対する理解が市民や従業員に浸透していない。</p>
	自分たち でできる こと	<p>○食器洗いや洗濯など、家庭から排出される水をできる限り汚さずに排出する、または環境への負荷を軽減する。</p>
生活環境対策	現状・課題	<p>○各務原市は緑が多く、快適な生活空間がある。一方で、草が多い。</p> <p>○野焼き、個人でのごみの焼却などがみられる。</p> <p>○道路脇、路上にごみやたばこのポイ捨てがみられる。</p>
	自分たち でできる こと	<p>○食器洗いや洗濯など、家庭から排出される水をできる限り汚さずに排出する、または環境への負荷を軽減する。</p>
省エネ活動	現状・課題	<p>○エアコンの使用など、快適な生活を知ってしまうと、戻れなくなってしまい、温度設定なども守られない。自動販売機なども必要以上に多い。</p> <p>○近い場所にもつい車を使用してしまっている。</p> <p>○どれくらい省エネの効果があるのかが見えにくく、努力したとしても成果がわからない。もっとわかりやすい見える化の取組が必要。</p> <p>◎事業所が行っている省エネ対策が評価されにくい。</p> <p>◎製造品の出荷額が増えれば温室効果ガスの排出量も増えてしまう。</p>
	自分たち でできる こと	<p>◎クールビズ<sup>※10</sup>、ウォームビズ<sup>※11</sup>を推進する。</p> <p>○◎エアコンの設定温度を決めておく。</p> <p>◎事業所において省エネにつながる機器等を導入する。</p> <p>○◎低公害車や太陽光発電、LED<sup>※12</sup>照明等を家庭、事業所で積極的に導入する。</p>

※10 クールビズ

夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度に設定し、それに応じて軽装化する夏のビジネススタイルのこと。

※11 ウォームビズ

秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度に設定し、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。

※12 LED

いわゆる発光ダイオードのこと。電気のエネルギーを直接、光エネルギーに変換することができるため、熱や運動エネルギーの無駄を抑え、効率良く光らせる特性を持つ。

## B 資源を大切に暮らすまちづくり

区分		意見内容
廃棄物の発生抑制	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○使い捨ての商品の使用や、まだ使える物の廃棄、包装紙等の過剰使用がある。</li> <li>○ごみの分別が徹底されていない、地域によって異なっている。</li> <li>○粗大ごみの廃棄が簡単ではない。</li> <li>◎商品の梱包材が多く（特に海外からのもの）、ごみが増える。</li> <li>◎使えるものでも不良製品は流通させられないため、廃棄物となってしまう。</li> <li>○◎雑草・落ち葉が多く、清掃の手間、処理の手間が増えている。</li> </ul>
	自分たちでできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○できる限り無駄な買い物をせず、排出するごみを減らす。</li> <li>○品質の良いものを買って、長く使用する。</li> <li>○給食や食事の食べ残しをしないことで食品ロスを削減する。</li> <li>◎製造過程におけるロスの削減を図る。</li> <li>◎産業廃棄物処理を徹底させる。</li> <li>◎コピー用紙の両面使用で紙の無駄を省く。また、電子化することによって紙ごみを抑制する。</li> </ul>
資源循環型社会	現状・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リサイクルされている過程や効果が見えにくい。また、その手法も統一されていない。（どこまで分別すれば良いのか、など）</li> <li>○◎リユース・リサイクルしにくい製品が多い。廃棄物を分解しにくい。</li> <li>○不用品交換やフリーマーケットの情報が少ない。</li> </ul>
	自分たちでできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○近所や友だち同士などでいらぬものをリサイクルする。</li> <li>◎グリーン購入<sup>※13</sup>を推進する。</li> </ul>

※13 グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

## C 環境を考え、行動する人づくり

区分		意見内容
環境学習	現状・課題	<p>○環境問題が切実な問題とされていない。危機感がない。</p> <p>○学習しても、行動の実践につなげていない。</p> <p>◎○環境学習の場が少ない。事業所で環境学習ができていない。</p> <p>◎事業活動のメインではないため、どうしても環境に関する意識が低くなってしまう。</p>
	自分たちでできること	<p>○環境に関する優良事例を収集し、実践する。</p> <p>○幼少期から環境について考える機会をつくる。家庭や地域などで環境に関する社会見学の機会を設ける。</p> <p>◎事業活動における環境対策の重要性を認識する。</p> <p>◎「エコ検定※14」の受験を推進する。</p>
環境保全活動	現状・課題	<p>○市民清掃を行っていても、何のためにやっているのかが真に伝わっていない。</p> <p>◎農地や緑地が減少している。</p>
	自分たちでできること	<p>○子どもたちが、地域の自然や動植物を身近に感じられる機会をつくる。本物の野生生物や植物にふれる機会をつくる。</p> <p>◎農業従事者は、農業後継者を育成し農地を維持する。</p>
人材・組織育成	現状・課題	○環境活動を行っている団体が市民に知られていない。
	自分たちでできること	○活動を行っているグループの意見交換会や情報発信を行い、活動内容を充実する。

※14 エコ検定

東京商工会議所が主催している環境に関する検定試験。正式名称は環境社会検定試験。



## 第4章 各務原市における計画の方向性



## (1) 基本理念

第1次計画の基本理念を継承し、市民がみんなで協力し合って、各務原市の美しい環境を次世代に伝えていこうという想いを込め、次のような基本理念を掲げます。

# みんなで未来につなげる 美しい各務原



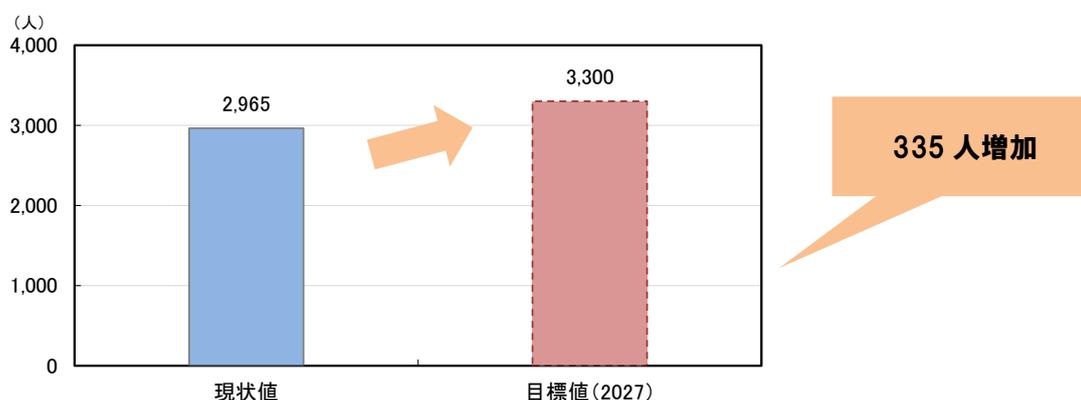
## (2) 基本方針と達成指標

基本理念に基づき、環境意識の向上や循環型社会の形成、地球温暖化への対応などの様々な課題に対応するために、次の3つの基本方針を定め、基本方針ごとに総合的な目標を設定します。

### 方針A 環境を考え行動する人づくり

市民一人一人の環境に対する意識を高めるため、環境意識の向上に向けた取組を家庭、学校、職場などの様々な場面で推進します。また、環境保全に取り組む組織・団体等の活動を支援し、誰もが環境を考え、行動に移すことができるまちづくりを進めます。

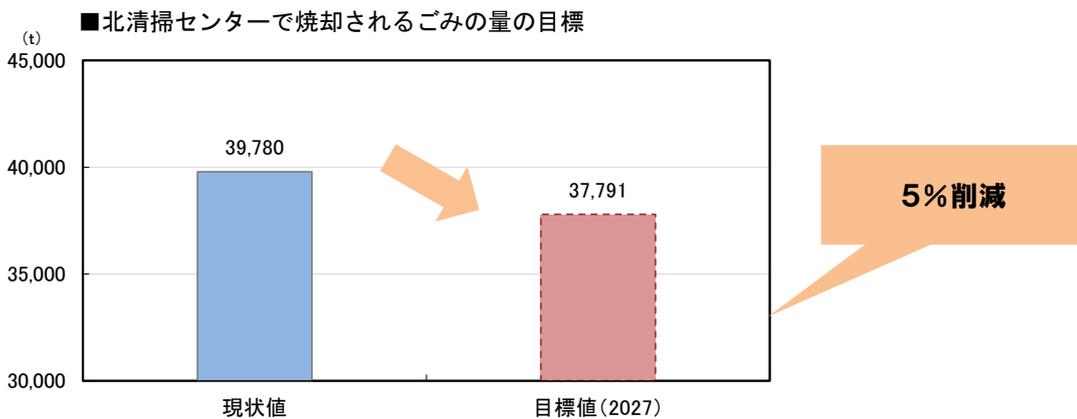
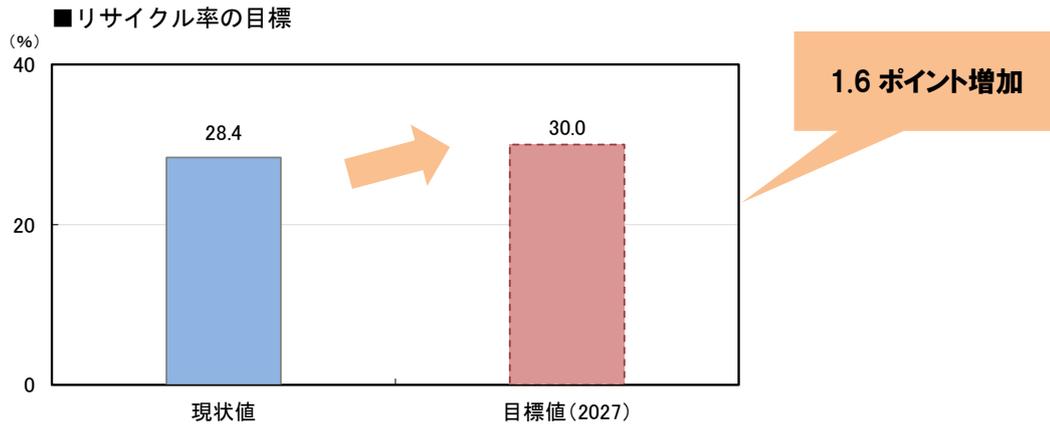
指標	現状値	目標値 (2027)
環境教室などへの参加者数 (年間)	2,965 人 (2016(H28)年度実績)	3,300 人



### 方針B 資源を大切に暮らすまちづくり

生活の中で、ごみを出さない暮らしを実践することでごみの発生を抑制するとともに、排出されたごみの再利用やリサイクルを進め、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

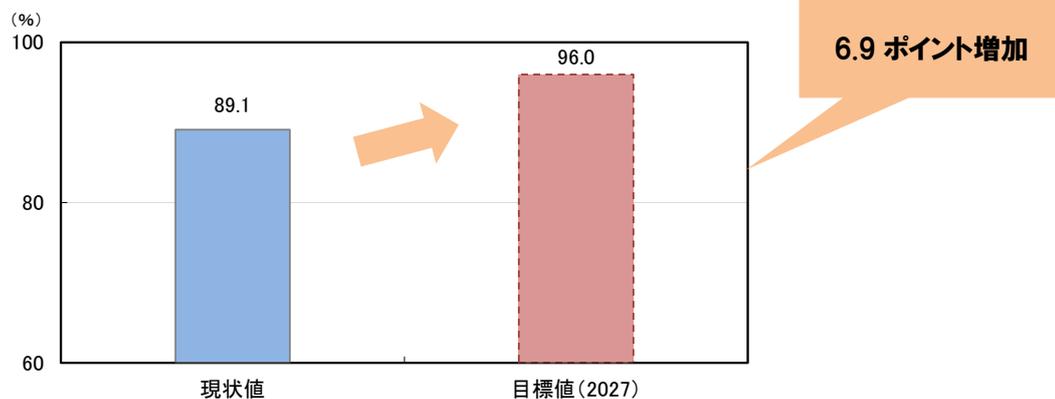
指標	現状値	目標値 (2027)
リサイクル率 (年間)	28.4% (2016(H28)年度実績)	30.0%
北清掃センターで焼却されるごみの量	39,780t (2016(H28)年度実績)	37,790t(5%削減)



### 方針C 自然と共生するまちづくり

本市の魅力ある自然資源を適切に管理・保全し、有効に活用します。また、身近な地域で清潔・快適な生活環境づくりに努めます。さらに、地球温暖化を防止する生活スタイルの普及や環境整備を進めます。

指標	現状値	目標値(2027)
汚水衛生処理率	89.1% (2016(H28)年度末)	96.0%





## 第5章 第2次各務原市環境基本計画



## 方針A 環境を考え行動する人づくり

### A1 子どもが環境について学べる機会をつくろう

未来のまちの担い手となる子どもたちへの環境教育は、長期的視点で見て本市の環境保全活動にとって非常に重要であるため、地域や学校において、子どもが環境について学ぶことができる機会を充実します。

#### 【市民の取組】

- 子どもが環境に関心を持てるよう、家族での環境学習や地域の環境保全活動等に参加します。
- 地域や学校が子ども向け環境学習活動を実施しやすいように、講師の依頼に対して積極的に協力します。
- 家族で環境保全を考え、実践します。
- 子どもの手本となるように、大人が環境マナーを守ります。



#### 【事業者の取組】

- 子どもが環境に関心を持てるよう、工場見学などを積極的に受け入れます。
- 地域や学校が実施する、子ども向け環境学習活動が実施しやすいように、講師の依頼に対して積極的に協力します。

#### 【行政の取組】

- 子どもたちに分かりやすい教材（副読本）を提供します。
- 教育委員会等が実施する作品展において、環境をテーマとした優秀な作品を表彰します。
- 環境保全の取組において優秀なものを表彰します。
- 市民向け講座等で、講師を市民等から募集します。
- 総合的な学習の時間を活用した環境学習の推進を図ります。
- 生徒会主導による環境活動を実施します。
- 学校が実施する環境教育や環境保全活動への支援を行います。
- 地元農産物の学校給食への活用など、学校での食育を推進します。

## A 2 大人が環境について学べる機会をつくろう

市民が環境問題や環境保全活動に興味・関心を持てるよう、環境学習の機会の提供やイベントの開催、図書館等を通じた知識の普及活動などを充実します。

### 【市民の取組】

- 市などが実施する環境学習の機会や環境イベント等に積極的に参加します。
- 広報紙やウェブサイト、図書館などを活用し、環境に関する情報収集や学習を進めます。
- 市民向け講座等の講師依頼に対して積極的に協力します。



### 【事業者の取組】

- 従業員等が環境に配慮した事業活動を行うことができるよう、環境学習の機会を提供します。
- 従業員等が外部の機関による環境検定などを受検することを推奨します。
- 環境に関する優良事例を収集します。
- 市が実施する環境イベント等に積極的に協力します。
- 市民が環境学習の機会を得られるように、工場見学などを積極的に受け入れます。
- 市民向け講座等の講師依頼に対して積極的に協力します。

### 【行政の取組】

- 環境をテーマとした講座を開催します。
- 環境をテーマとしたイベントを開催します。
- 市立図書館等公共施設において、環境をテーマとした図書コーナーを設置します。
- 市民向け講座等で、講師を市民等から募集します。【再掲】



## A 3 環境に対する意識を高め、行動に移そう

市民や事業者等が環境に対する意識を高め、生活、事業を通じて環境保全活動に取り組めるよう、様々な啓発や支援施策を行います。

### 【市民の取組】

- 市の環境活動などの情報収集に努めます。
- 市などが実施する環境学習の機会や環境イベント等に積極的に参加します。
- タバコや空き缶などをポイ捨てしないなど、まちを汚さない生活を心がけます。
- ペットの糞は持ち帰ります。
- 家庭内で節電・節水・エコドライブなどを互いに呼びかけます。
- 家族一人一人が3R<sup>※15</sup>を意識し、お互いに声を掛け合います。
- 環境美化活動の日などに、地域の環境保全活動を実施します。

### 【事業者の取組】

- 市の環境活動などの情報収集に努めます。
- 市の支援制度等を活用し、環境に配慮した事業活動に努めます。
- 従業員等に対し、環境に対する意識を高めるよう啓発を行います。
- 環境美化活動の日などに、環境保全活動を実施します。
- 従業員の環境保全活動を理解し、その活動を支援します。

### 【行政の取組】

- 環境をテーマにした講座を開催します。**【再掲】**
- 環境をテーマとしたイベントを開催します。**【再掲】**
- 環境月間<sup>※16</sup>において、市の環境活動についてパネル展示を行います。
- 市からの郵便物に環境啓発のPR文を印刷します。

※15 3R

環境への負荷の少ない循環型の社会を形成するための廃棄物に対する3つの取組である発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）のこと。

※16 環境月間

1991（平成3）年度から、6月の1か月間を「環境月間」として定め、全国で様々な行事が行われている。

### 【行政の取組】

- 市立図書館等公共施設において、環境をテーマとした図書コーナーを設置します。【再掲】
- 市の環境活動を分かりやすくアピールします。
- 公共施設等に懸垂幕を掲示して、環境保全の啓発を行います。
- 雑草繁茂防止、ポイ捨て防止、犬の糞放置防止などのための啓発活動を実施します。
- 環境美化監視員<sup>※17</sup>の活動を支援します。
- 環境保全の取組において優秀なものを表彰します【再掲】
- 中小企業の経営安定化などに必要な資金を融資する小口融資制度を運用して、環境配慮型事業活動を推進します。
- 市が発注する建設工事の請負業者に、環境負荷<sup>※18</sup>を低減する取組を義務付け、評価します。



※17 環境美化監視員

各務原市の「美しいまちづくり条例」第10条に基づき配置する、ポイ捨てごみの散乱等を防止するための監視員のこと。

※18 環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

## A 4 一緒に活動する仲間を増やし、活動を促進しよう

組織による環境活動が活性化するよう、活動者の増加や活動の相乗効果などに寄与する支援を行います。また、環境市民会議の開催を通じて市の環境活動の内容充実を図るとともに、市民・事業者・行政の環境活動の評価を行います。

### 【市民の取組】

- 環境保全活動等に取り組む団体の活動の情報を収集します。
- 興味・関心のある環境保全等の団体活動に参加します。
- 所属する団体の環境活動の内容を積極的に発信します。



### 【事業者の取組】

- 地域の環境保全等の団体活動に参加します。
- 所属する団体の環境活動の内容を積極的に発信します。

### 【行政の取組】

- 環境活動グループが集まって情報交換を行う機会・場所などの確保を支援します。また必要に応じて環境活動グループの情報提供を行います。
- 学識経験者や市民・事業者の代表者が参加し、市の環境活動の推進状況の確認などを行う「環境市民会議」を定期的を開催します。



## 方針B 資源を大切に暮らすまちづくり

### B 1 ごみを出さない生活を実践しよう（リデュース）

ごみを焼却する際の二酸化炭素の排出や処理費用等を削減するため、市民生活、事業活動、行政活動全般にわたって、ごみや廃棄物等の発生を抑えるための工夫を行います。

#### 【市民の取組】

- ごみを出さないライフスタイルを定着させます。
- マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装を辞退します。
- unnecessaryなものは買わないようにし、使い捨て製品ではなく、なるべく長く利用できる製品の購入に努めます。
- 生ごみの多くを占める水分を取り除くために、水切りをするように努めます。
- 食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）を削減するように努めます。
- 買い物前に冷蔵庫の中身等を確認し、必要な量の食品を購入します。
- 外食をする際には、食べ残しをしないように、食べられる量だけを注文します。



#### 【事業者の取組】

- 販売事業者等においては、レジ袋の削減や、包装紙の簡素化等に努めます。
- コピー用紙の削減やごみの少ない事業活動に努めます。
- 商品の製造に必要な原材料は、適切な量を購入するように努めます。
- 製造業者においては、製造過程で発生する資材のロスを削減するように努めます。
- 食料品等製造業者においては、製造過程で発生する食材のロス（食品ロス）を削減するように努めます。また、小売店においても廃棄する食材を削減するように努めます。
- 飲食事業者においては、利用者の食べきりを促進するために、小盛りやハーフサイズのメニューを設けるなど、利用者の希望に沿った量での料理を提供するように努めます。
- 歓送迎会等の宴会を行う際には、3010運動を推奨します。

### 【行政の取組】

- ごみの発生抑制について、市民や事業者に呼びかけるとともに、仕組みづくりを検討します。
- 3R行動の実践に向け、分かりやすい広報・啓発を行います。
- 窓口封筒の配布を抑制します。
- 「マイ水筒」「マイ箸」「マイカップ」の使用を推奨します。
- 各種印刷物・コピーの部数・枚数の削減を図ります。
- レジ袋削減実施店舗の情報を提供します。
- 生ごみの水切りを啓発することで生ごみの減量を推進します。
- 食品ロス削減を啓発することで生ごみの減量を推進します。



### 3010 運動

3010 運動は、宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーンで、  
〈乾杯後 30 分間〉は席を立たずに料理を楽しみましょう、〈お開き  
10 分前〉になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう、  
と呼びかけて、食品ロスを削減するものです。

## B 2 製品の再使用を促進しよう（リユース）

ごみの発生を抑制するため、不用になった製品でも再使用可能なものを有効に活用する仕組みの構築や意識の浸透を図ります。

### 【市民の取組】

- バザーやフリーマーケットなどを積極的に利用し、ものを大切にする生活を実践します。
- 隣近所や友人間で、まだ使える製品の再使用を進めます。

### 【事業者の取組】

- 容器や包装、梱包材等で再商品化が可能なものは、再使用します。

### 【行政の取組】

- 不用になった家庭用品等で、まだ使用できる品物については広く市民へ情報提供し、再使用を促します。
- 撤去した違反看板を各種イベントなどで再使用します。
- 建設工事で発生する土砂の抑制を図ります。
- 水道仮設配管材料の廃棄物の削減を図ります。



## B3 資源のリサイクルを促進しよう（リサイクル）

市民がリサイクルの重要性について理解を深め、積極的なリサイクルに取り組めるよう、啓発等を進めます。

### 【市民の取組】

- 一人一人がリサイクルの重要性を認識し、資源として有効に利用することを心がけます。
- 小中学校PTAや地域の子ども会等が主催する資源集団回収の趣旨を理解し、活動に積極的に協力します。
- 古紙回収ステーションなどを利用し、古紙のリサイクルに協力します。
- 雑がみは、燃やすごみ袋に入れず、古紙としてのリサイクルに協力します。
- 緑ごみの拠点回収に協力します。
- 小型家電の回収に協力します。
- リサイクル製品など環境に配慮した商品の購入に努めます。
- 市が実施するリサイクル施設の見学会などに参加し、意識を高めます。

### 【事業者の取組】

- 自ら排出する廃棄物について、可能なものはリサイクルを徹底します。
- リサイクル技術の積極的な開発や活用に努めます。
- 販売事業者は食品トレイやペットボトルなどの回収ボックスを設置するなどして、店頭回収を推進します。
- 資材等の購入に際しては、グリーン購入に努めます。
- 製造業者においては、容易にリサイクルが可能な製品の製造に努めます。
- 販売事業者においては、リサイクル製品など環境に配慮した商品の販売に努めます。
- 消費者等がリサイクルを意識した生活ができるよう、リサイクル製品の取り扱いを積極的にPRします。

### 【行政の取組】

- リサイクル施設の見学会を開催し、市民にリサイクルの必要性をPRします。
- 学校給食で使用した牛乳パックのリサイクルを推進します。
- 廃棄する公文書は、リサイクルします。

#### 【行政の取組】

- 古紙回収拠点の情報提供と積極的な活用を推進します。
- せん定枝などの緑ごみを、バイオマス燃料などとして有効活用します。
- 学校給食の使用済み食用油のリサイクルに努めます。
- 非営利団体などによる資源回収活動を促進します。
- 北清掃センターで廃棄物を焼却して得られる熱エネルギーを回収し、場内で使用する電力の発電の燃料として活用します。
- ごみ焼却後、最後に残る焼却飛灰をさらに再資源化することにより、飛灰の埋立量を最小限にします。



## B 4 適切にごみを排出しよう

資源の消費抑制や環境への負荷低減がなされる「循環型社会」の実現に向け、市民生活、事業活動においてごみや廃棄物等の分別を徹底します。

### 【市民の取組】

- ごみはごみ出しルールを守って、指定のごみステーションなどの決められた場所に出します。
- 分別ルールに従って、ごみを分別します。
- 不法投棄は絶対にしません。
- 不法投棄をされやすい場所にしないように、所有する土地を適切に管理します。
- 廃棄物の不法投棄などを発見した場合は、市や警察に通報します。



### 【事業者の取組】

- 事業活動で発生する廃棄物について、責任を持って適切な廃棄処分を行います。
- 事業活動で発生する廃棄物について、一般廃棄物<sup>※19</sup>と産業廃棄物<sup>※20</sup>を適切に分別します。
- 廃棄物の処理を委託する際には、適正な事業者を選定します。
- 法律の構造基準に適合した焼却炉以外でのごみの焼却はしません。

### 【行政の取組】

- 各家庭で発生したごみの出し方などを詳細にまとめた「ごみ出しガイドブック」を随時改訂し、市民へ情報提供します。
- 排出事業者による適正排出と資源化を推進するとともに、適切な処理の指導に努めます。
- 家庭系ごみについて、分別などのごみ出しルールとマナーの徹底を図ります。
- 不法投棄の監視パトロールを行います。また、不法投棄防止の普及啓発に努めます。
- 北清掃センターに搬入されたごみを適切に処理します。

※19 一般廃棄物

一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみ）などのこと。

※20 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなどの廃棄物をいう。

## 方針C 自然と共生するまちづくり

### C1 自然とふれ合う機会や場所を増やそう

本市の里山、田畑、水環境などの自然環境について、活用・保全に関する取組を推進するとともに、緑地等の創出を図ります。

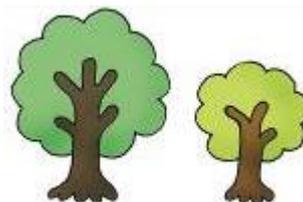
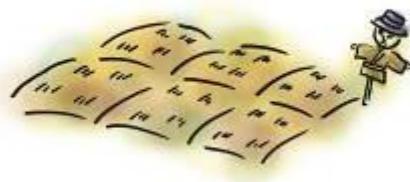
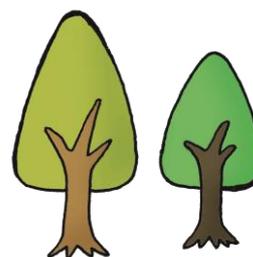
#### 【市民の取組】

- 地域の公園や街路樹の落ち葉清掃等のボランティア活動に参加します。
- 自宅の庭や生垣等を活用して緑化を推進します。
- 地域の農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組に参加します。
- 里山保全や森林保全に関するボランティア活動等に参加します。
- 所有する山林の管理に努めます。



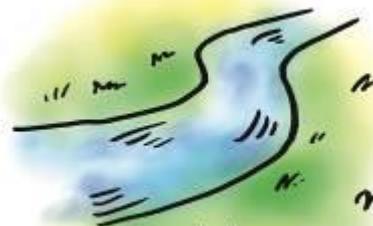
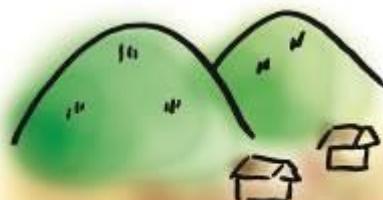
#### 【事業者の取組】

- 地域の公園や街路樹の落ち葉等の清掃活動に参加します。
- 事業所の敷地等を活用して緑化を推進します。
- 里山保全や森林保全に関するボランティア活動等に協力します。
- 農業事業者は、耕作放棄地などをつくらないように、農地を適正に管理します。
- 農業事業者は、農業後継者を育成するよう努めます。



### 【行政の取組】

- 緑の基本計画に基づく基盤整備を推進します。
- 活動団体・グループの設立や活動に対する支援を行います。
- せん定枝などの緑ごみを、バイオマス燃料などとして有効活用します。【再掲】
- 接道や敷地内の緑化率向上を図ります。
- 市民ボランティア参加による道路や河川の一斉清掃を実施します。
- 里山保全活動を行っていく上で必要となる道具などを貸与・提供します。また、人材を育成するための支援を行います。
- 優良林を育成するため森林整備を実施します。
- 遊休農地を活用するために、担い手の育成と利用集積を図ります。また、市民農園などの有効活用を図ります。



### 里山保全

里山は、自然と都市との中間に位置し、農林業などの人間の生活や活動を通じて形成・維持されてきました。里山は、生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承など、多面的な観点から非常に重要な地域となっています。

## C2 地球温暖化防止を推進しよう

二酸化炭素排出量の削減に向けて省エネライフの市民・事業者への定着を図ります。

### 【市民の取組】

- 地球温暖化を意識し、温暖化防止に関する情報を収集します。
- 温室効果ガスの排出量を削減するため、家庭でできる対策を実行します。
- 家電製品を買い替える場合は、環境負荷の低いものを選びます。
- エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギー<sup>※21</sup>の導入に努めます。
- 流通段階で環境負荷の少ない、地元産の農作物の購入を心がけます。
- 地元産の農産物を使った料理のレシピづくりにより、地元食材の活用を広めます。

### 【事業者の取組】

- 従業員に地球温暖化防止に関する情報を提供します。
- 温室効果ガスの排出量を削減するため、事業所でできる対策を実行します。
- エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 事業所内の設備を買い替える場合は、環境負荷の低いものを選びます。
- 食品事業者等は、地元産の農作物の利用に努めるとともにPRを行い、地産地消<sup>※22</sup>を推進します。



### 【行政の取組】

- 地球温暖化対策地域推進計画を策定し、市民、事業者と協働で温暖化防止活動に取り組みます。
- 市民や事業者に向け、地球温暖化防止に関する広報・啓発を行います。
- 温室効果ガスの排出量を削減するため、公共施設でできる対策を実行します。
- エネルギーの効率的な利用や再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 地球温暖化防止に関する学習の場を提供します。

<sup>※21</sup> 再生可能エネルギー

太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの自然現象の中で資源が再生されるエネルギーのこと。

<sup>※22</sup> 地産地消

地域で生産された生産物を、その生産された地域内において消費すること。

## C3 生活環境と生物多様性を保全しよう

水環境・大気環境などの良好な生活環境を保つとともに、本市固有の生態系を守り育てていくため、自然環境の汚染の監視・指導を徹底するとともに生物の多様性の保全に努めます。

### 【市民の取組】

- 本市に生息・生育する様々な動植物に関心を持って、保全します。
- 特定外来生物の駆除に努めます。
- くみ取りトイレや単独浄化槽から下水道や合併浄化槽への切り替えを進めます。
- ペットは命を終えるまで責任をもって飼い続けます。
- 洗剤の過剰な使用を控えたり、生活騒音に配慮したりすることで、良好な生活環境の保全に努めます。



### 【事業者の取組】

- 法や条例を遵守し、適正な事業活動に努めます。
- 事業所からの排水、ばい煙<sup>※23</sup>等は、基準値を遵守して排出します。
- 農業事業者は、化学肥料や農薬の削減に努めます。
- 低騒音、低振動型の機械・設備を導入するなど、騒音・振動の発生の抑制に努めます。

### 【行政の取組】

- 交通渋滞は自動車のエネルギー効率を下げるため、渋滞緩和のための道路整備を実施します。
- 大気環境を常時測定して、環境基準の達成状況を公表します。
- 河川、池などにおいて水質を測定し、環境基準の達成状況を公表します。また、水質改善のための総合的な水質汚濁防止策を推進します。
- 生活排水による水質汚濁を防止するために、下水道や合併浄化槽の普及を推進します。
- クリーンセンターに搬入された生し尿及び浄化槽汚泥を適切に処理します。
- 公共施設の病害虫等防除においては、総合的有害生物管理のもと薬剤の適正利用を図ります。

※23 ばい煙

工場などで燃料などを燃やしたときに発生するすすや煙のこと。

### 【行政の取組】

- 狂犬病の発生と、その蔓延を未然に防止するため、犬の登録と狂犬病の予防注射を推進します。
- 犬・猫などのペットの適正な飼育指導を行います。
- アルゼンチンアリやセアカゴケグモなどの特定外来生物による被害を防止するため、市民や関係機関等と連携し、適切な駆除を実施します。
- 航空機騒音の常時監視を実施します。
- 主要な道路の騒音測定を実施します。
- 特定工場等や特定建設作業に対し、法や条例に基づく届出指導や立入検査を実施します。
- 騒音、振動、悪臭の低減を図るため、事業者との調整を行います。
- 地下水の保全対策を行います。
- 農業事業者などに対し、農薬の使用抑制を図ります。
- 有害化学物質による環境汚染の状況を監視します。
- 農産物の効率的な農薬使用、減農薬、減化学肥料栽培のぎふクリーン農業を推進します。
- ぎふクリーン農業よりもさらに農薬などを低減させた米の作付けを推進します。
- 農薬による周囲の環境への影響を防ぐために、安全な農薬の使用方法についての啓発を行います。
- 堆肥を利用する農業事業者に対する情報提供を行い、堆肥の利用を促進します。



ぎふクリーン農業



ぎふクリーン農業とは、有機物等を有効に活用した土づくり並びに環境への負荷の大きい化学肥料、化学合成農薬等の効率的な使用と節減を基本とし、生産性と調和できる幅広く実践可能な環境にやさしい農業です。





## 第6章 計画の推進体制



## (1) 計画の推進体制について

本計画に掲げた取組が市民・事業者・行政の連携により推進されるよう、ウェブサイトなどの媒体を活用しながら、内容の周知に努めます。

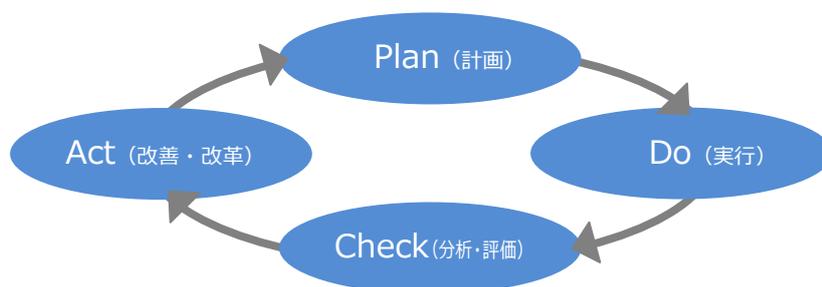
さらに本計画に位置づけた行政の取組を総合的に推進していくため、関連する市役所内関係各課との緊密な連携を図ります。

また、本計画の進行管理をする組織として「各務原市環境市民会議」を位置づけます。

## (2) 計画の進行管理について

本計画に位置づけた行政の取組を総合的に推進するために、行政として取り組む実行計画の立案と決定を行うとともに、担当課において実行計画における施策・事業の推進を図ります。

毎年度、担当課が推進状況や課題等を整理して自己評価を行い、その結果を「各務原市環境市民会議」に報告し、市民や事業者等とともに評価を行います。その結果をもとに実行計画の改善を図り、次年度以降の施策・事業に反映させながら、より良い環境行政の推進に努めます。さらに、毎年度の市の環境状況や計画の進捗状況を「環境報告書」として取りまとめ、公表します。



## (3) 指標について

本市の最上位計画である「各務原市総合計画」(2015～2024)では、取組の達成状況を定量的に測定するための指標を設定しています。本計画の指標はこの総合計画の指標と整合を図って定めているため、総合計画の進捗管理と合わせて定期的に確認していくことで、その結果を取組の改善に活かします。



第2次各務原市環境基本計画  
(素案)

発 行 : 各務原市  
編 集 : 各務原市環境政策課  
住 所 : 〒504-8555  
岐阜県各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地  
T E L : (058) 383 - 1111 (代表)  
発行年月 : 2017 (平成 29) 年 12 月